

# 柏原市第7期障害福祉計画及び 第3期障害児福祉計画

令和6年(2024年)3月

柏原市



## ご あ い さ つ

本市では、令和3年(2021年)に策定した柏原市障害者計画のもと、「障害の有無によって分け隔てられることなく、すべての人が基本的人権を有する個人として尊重され、その尊厳にふさわしい暮らしが実現できる共生の地域社会づくり」を理念として、「地域の中で共に生きるまち」「子どもを育み子育て家庭を支えるまち」「地域で安心して自立した生活を送れるまち」「就労と社会参加を進めるまち」の4つの基本目標を定め、障害者施策を総合的、計画的に推進しております。



また、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)を計画期間として、障害者施策を進める上で基盤となる障害福祉サービス等の方向性を示す「第6期障害福祉計画」と「第2期障害児福祉計画」を一体的に策定し、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築として、関係機関との協議の場の開催や、発達障害児とその家族に対する支援として、ペアレントトレーニングやペアレントプログラムの実施など、障害福祉サービス等の提供体制の確保、充実に取り組んでまいりました。

このたび、これら2つの計画が期間満了を迎えますことから、障害福祉事業の取組内容を確認し、国の動向や社会情勢、障害者及び障害児のニーズ等を踏まえ、新たな「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」を策定しました。上位計画である柏原市地域福祉計画の基本理念である「みんなで支えあう 心ふれあう やすらぎのまち」を目指し、障害者及び障害児に係る施策の推進を図ってまいります。

結びになりますが、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆さまや事業者ならびに団体関係者の方々、また、計画等策定委員会の委員の皆さまに心より感謝申し上げますとともに、今後の障害福祉施策の推進にあたりましても、ご尽力、ご協力いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

令和6年(2024年)3月

柏原市長 富宅 正浩



# 目 次

第1章	計画策定にあたって.....	1
1	計画策定の趣旨.....	1
2	計画の位置づけ.....	2
3	計画の期間.....	3
4	計画の策定体制.....	3
第2章	障害のある人を取り巻く状況.....	4
1	人口及び障害のある人の状況.....	4
(1)	人口・世帯の状況.....	4
(2)	障害のある人の状況.....	5
2	市民と事業者の意識.....	12
(1)	計画策定に向けたアンケート調査の結果.....	12
(2)	計画策定に向けた事業所アンケートの結果.....	35
(3)	計画策定に向けた団体アンケートの結果.....	39
第3章	計画の基本的な考え方と成果目標.....	42
1	基本的な考え方.....	42
(1)	国の基本指針.....	42
(2)	大阪府の基本的な考え方.....	43
2	成果目標.....	44
(1)	福祉施設入所者の地域生活への移行.....	44
(2)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	45
(3)	地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	47
(4)	福祉施設から一般就労への移行等.....	48
(5)	障害児支援の提供体制の整備等.....	50
(6)	相談支援体制の充実・強化等.....	53
(7)	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	55
第4章	障害福祉サービス等の見込量と確保方策.....	56
1	障害福祉サービス.....	56
(1)	訪問系サービス.....	56
(2)	短期入所.....	60
(3)	日中活動系サービス.....	62
(4)	居住系サービス.....	70
(5)	相談支援.....	73

2	地域生活支援事業	76
(1)	必須事業	76
(2)	任意事業	86
第5章	障害児福祉サービス等の見込量と確保方策	87
1	障害児福祉サービスの見込量と確保方策	87
(1)	障害児通所支援	87
(2)	障害児相談支援	89
(3)	発達障害者等に対する支援	90
第6章	計画の推進に向けて	91
1	計画の推進	91
(1)	制度の周知及び相談支援体制等の充実	91
(2)	総合的なケアマネジメント体制の推進	91
(3)	障害福祉サービス等の充実	91
2	進行管理と点検・評価	92
(1)	国及び大阪府、関係機関等との連携	92
(2)	計画の点検・評価体制の構築	92
資料編		93
1	策定体制と経過	93
(1)	策定体制	93
(2)	計画策定の経過	97
2	用語の解説	98

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

障害福祉計画と障害児福祉計画は、障害者・児が地域社会での共生の実現に向け、日常生活及び社会生活の総合的な支援を一層推進することを目的に制定された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」といいます。）と児童福祉法に基づき、地域における障害福祉サービスの提供体制の確保等を円滑に実施するために策定するものです。

国においては障害のある方に関わる様々な制度の改革に向けた検討が進められ、多くの関係法令が成立しました。

令和3年度(2021年度)には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児及びその家族に対する支援を社会全体で支えることが基本理念として示されました。また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が改正され、障害を理由とした不当な差別を禁止し、障害がある人から求められた際の民間事業者による合理的配慮が義務化されることとなりました。

令和4年度(2022年度)には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)」が施行され、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を推進することとされました。

また、令和4年(2022年)9月9日に国連の障害者権利委員会は、政府報告に関する総括所見において、居住施設や精神科病院にいる障害者の脱施設化を図り、障害者が地域社会で自立して生活できるよう促進することや、すべての障害のある児童にインクルーシブ教育を確保することなどを求めました。

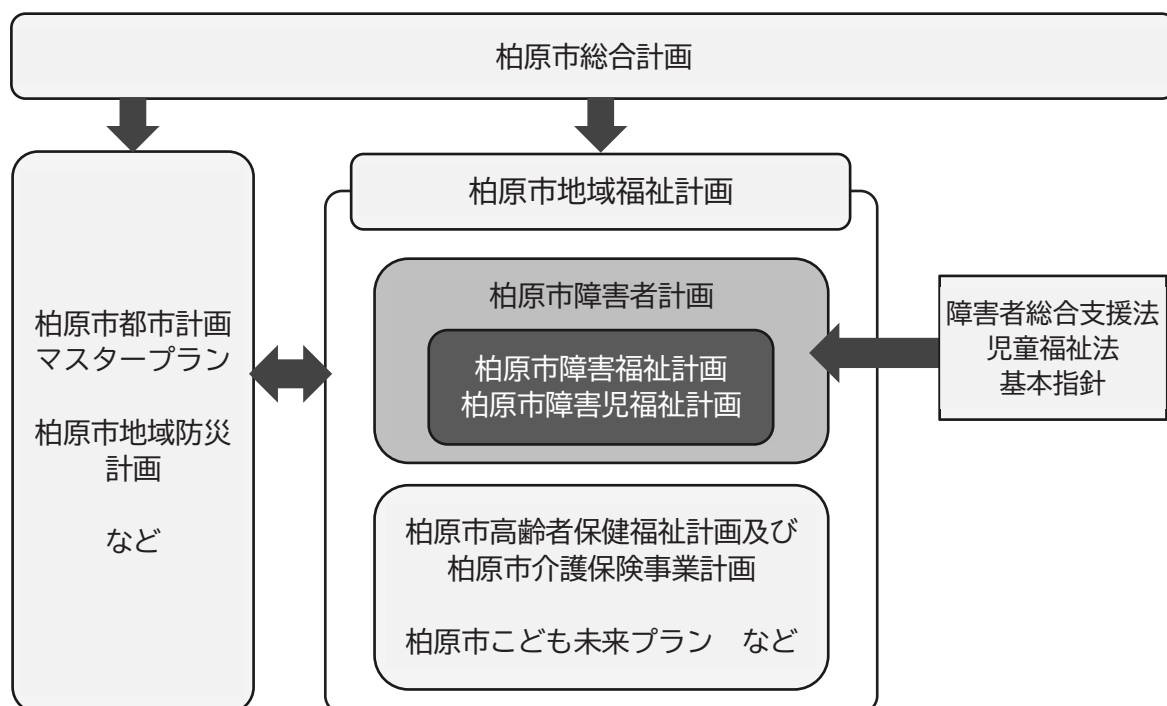
令和5年度には、子どもに関する行政事務の一元化を目的として「こども家庭庁」が発足しました。

本市では、令和3年(2021年)3月に障害のある人のための施策に関する基本的な計画である「柏原市障害者計画」と同時に、障害者計画の実施計画となる「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」(以下「前計画」といいます。)を策定し、障害福祉サービスの提供と充実に取り組んできましたが、前計画の期間が令和5年度(2023年度)で満了することから、国や大阪府の動きを踏まえるとともに、柏原市障害者計画における施策を効果的に実行するために、「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、これらの計画を一体的に策定しています。

また、本計画の策定にあたっては、国の基本指針や大阪府の基本的な考え方に即するとともに、「柏原市総合計画」や「柏原市地域福祉計画」、「柏原市こども未来プラン(柏原市子ども・子育て支援事業計画)」などとの整合性を図っています。



### 柏原市障害者計画における基本理念（令和3年（2021年）3月）

障害のある人のための施策に関する基本的な計画である「柏原市障害者計画」では、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有と障害者の固有の尊厳を目的とする障害者権利条約の批准、そして障害の有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現等を内容とする障害者基本法を踏まえ、基本理念を次のように定めています。

障害の有無によって分け隔てられることなく、  
すべての人が基本的人権を有する個人として尊重され、  
その尊厳にふさわしい暮らしが実現できる共生の地域社会づくり



### 3 計画の期間

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針で3年と定められています。

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間となります。

計画の進捗状況については、定期的に評価・点検を行い、必要に応じて計画内容を随時見直すこととします。

平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	令和 元年度 (2019年度)	令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)
柏原市障害者基本計画						柏原市障害者基本計画					
第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画		
			第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画		

### 4 計画の策定体制

#### ① 柏原市障害者計画等策定委員会の設置

有識者、社会福祉関係団体等の代表者、関係行政機関等の職員、公募委員などで構成する「柏原市障害者計画等策定委員会」において、計画内容を審議しました。

#### ② 障害のある人のニーズの把握

障害のある人の現状や障害福祉サービスの利用意向等を把握し、サービス見込量の算定やその確保方策を検討するため、身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児へのアンケート調査を実施しました。

また、障害福祉サービスに関わる課題や福祉施策への要望などを把握するために、関係団体及び事業者へのヒアリング調査を実施しました。

#### ③ パブリックコメントの実施

広く市民の意見を募集するために、令和6年(2024年)2月9日～2月29日の期間、パブリックコメントを実施しました。

## 第2章 障害のある人を取り巻く状況

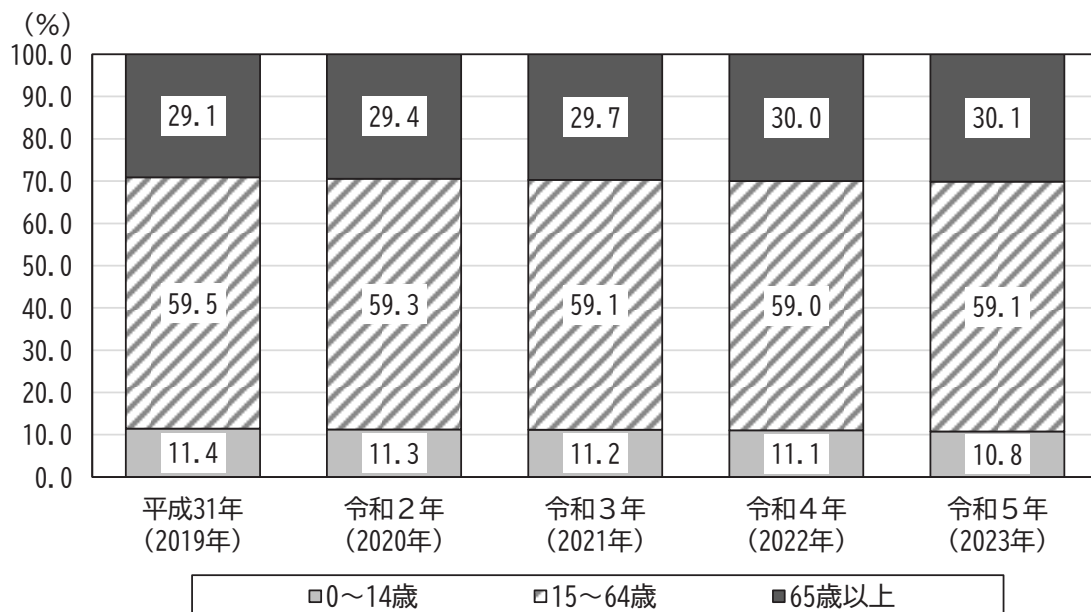
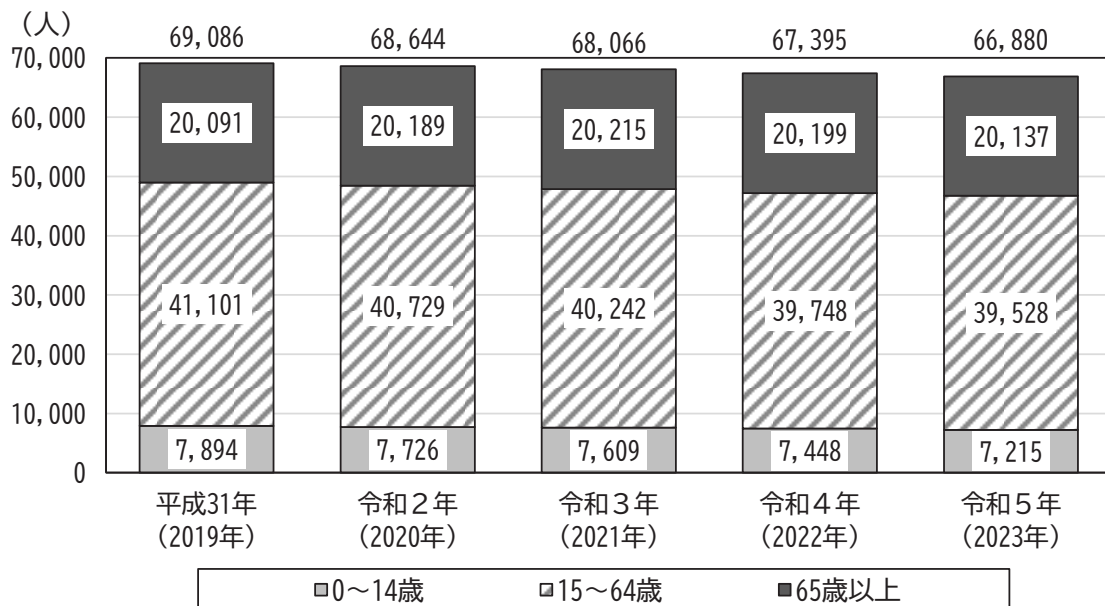
### 1 人口及び障害のある人の状況

#### (1) 人口・世帯の状況

令和5年(2023年)3月末の本市の人口は66,880人で、減少傾向にあります。

年齢別人口構成では、65歳以上の割合(高齢化率)が30.1%となっています。

図表 人口総数と年齢階層別人口の推移



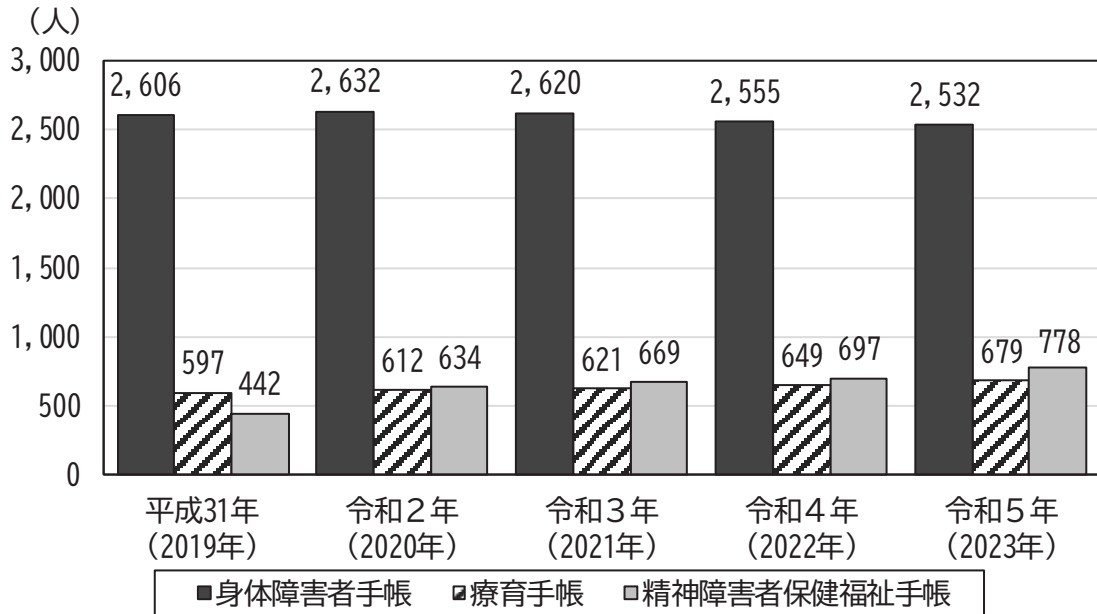
資料：住民基本台帳人口（各年3月末現在）

## (2) 障害のある人の状況

### ① 障害のある人の推移

身体障害者手帳所持者数は、令和5年（2023年）が2,532人で、令和2年（2020年）以降減少しています。療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、いずれも年々増加しています。

図表 障害種別手帳所持者数

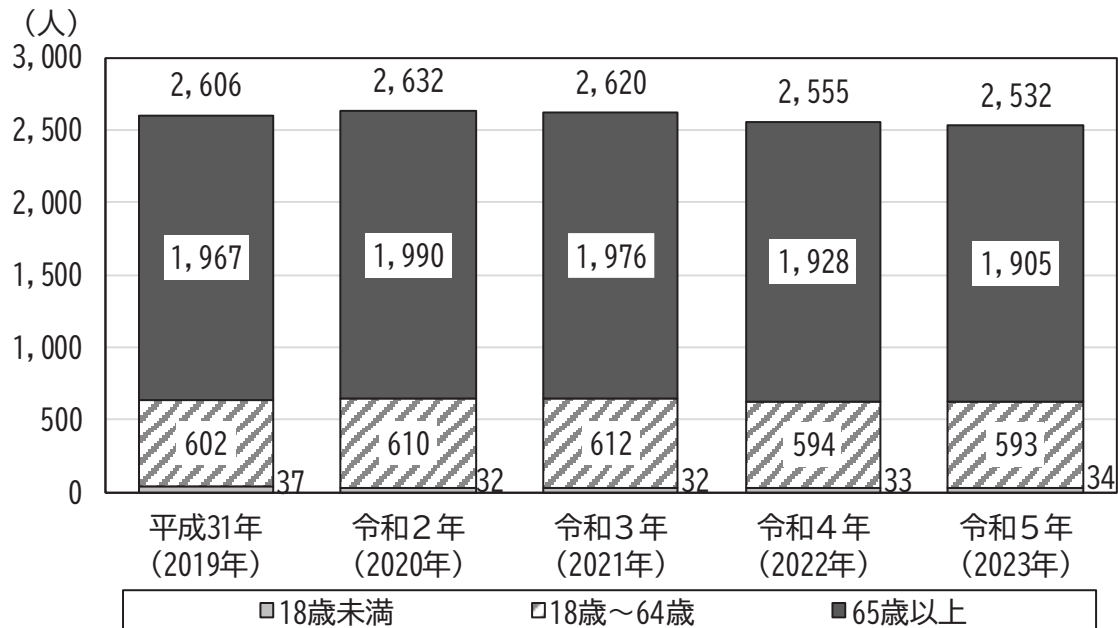


資料：障害福祉課（各年3月末現在）

## ② 身体障害のある人

年齢別にみると、18歳未満では横ばい、18歳以上では減少傾向にあります。

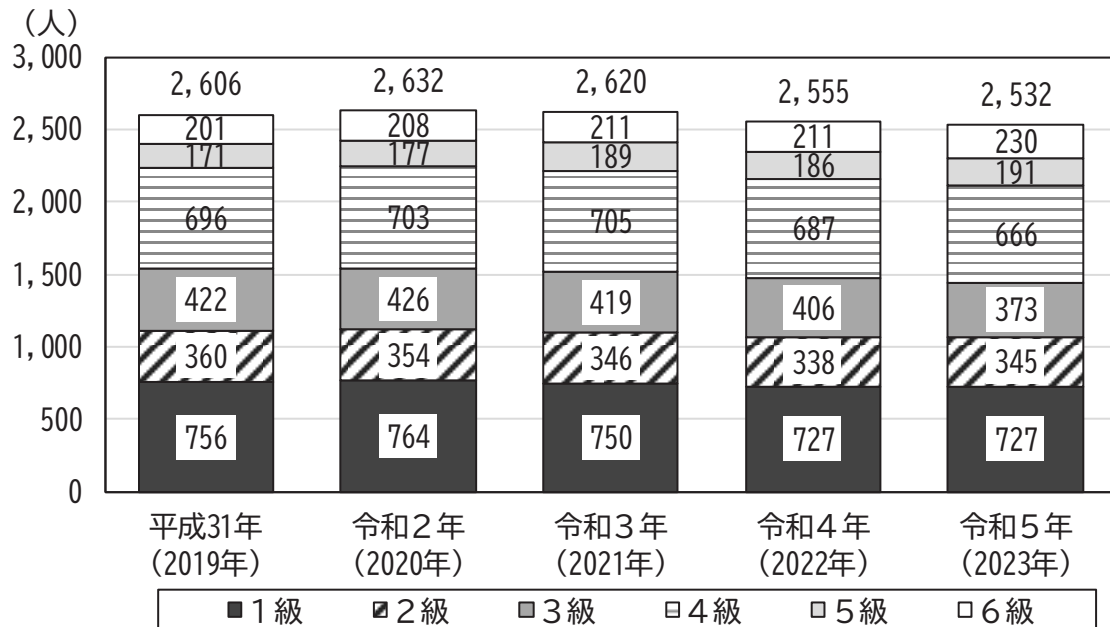
図表 身体障害者手帳所持者数(年齢別)



資料：障害福祉課（各年3月末現在）

等級別の身体障害者手帳所持者数は、1級が最も多く、次いで4級、3級となっています。

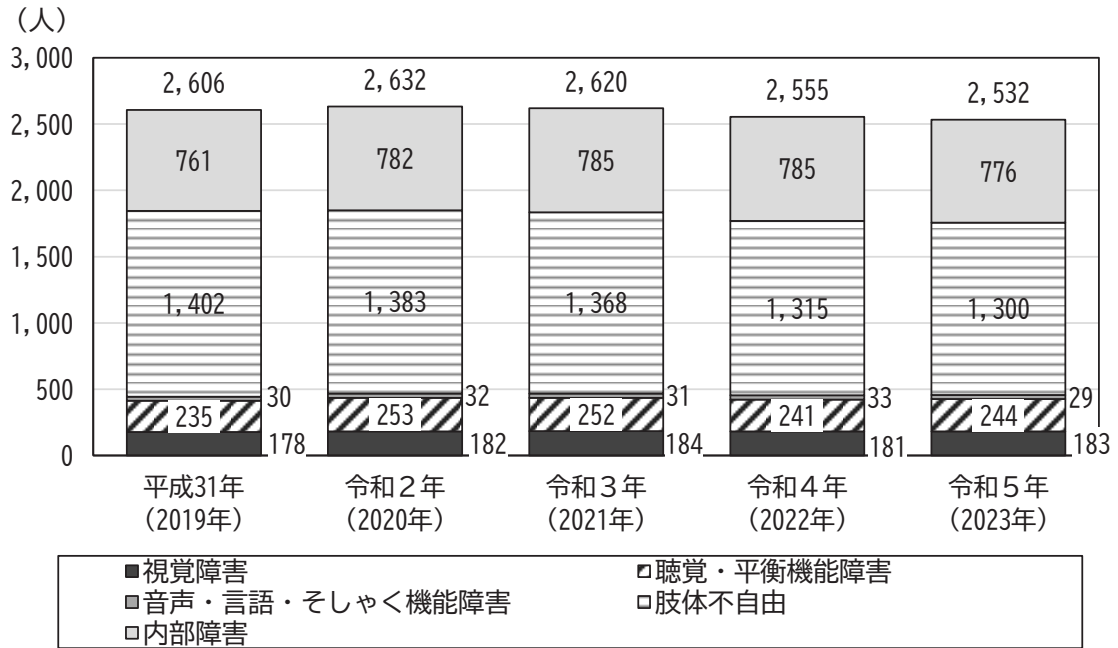
図表 身体障害者手帳所持者数(等級別)



資料：障害福祉課（各年3月末現在）

障害種別にみると、肢体不自由が約半数を占めています。

図表 身体障害者手帳所持者数(部位別)

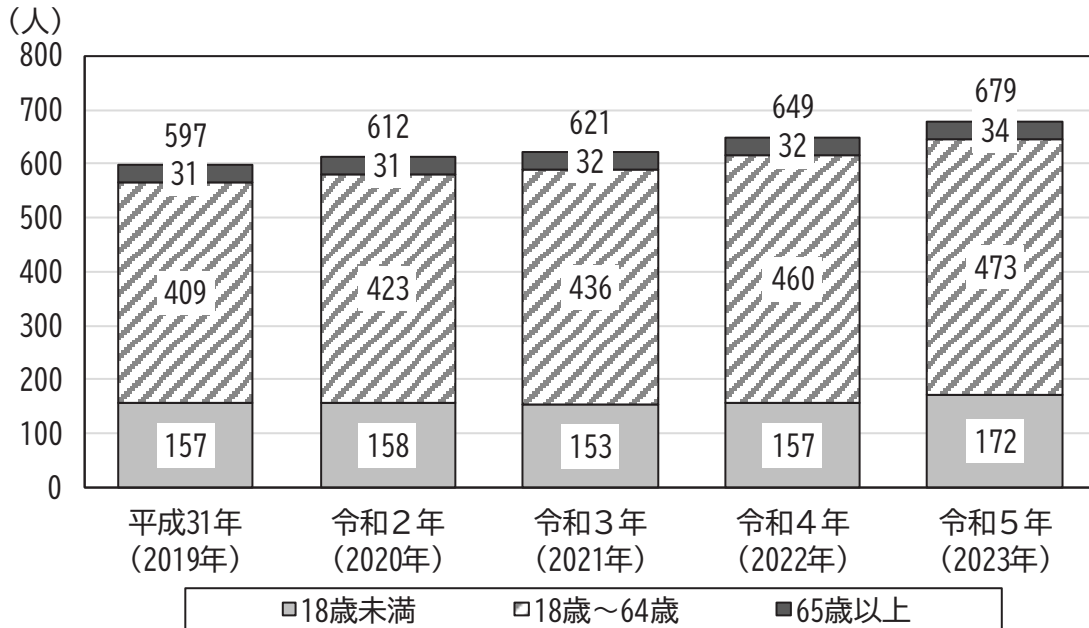


資料：障害福祉課（各年3月末現在）

### ③ 知的障害のある人

年齢別にみると、すべての区分で増加しており、特に18歳～64歳の伸びが大きくなっています。

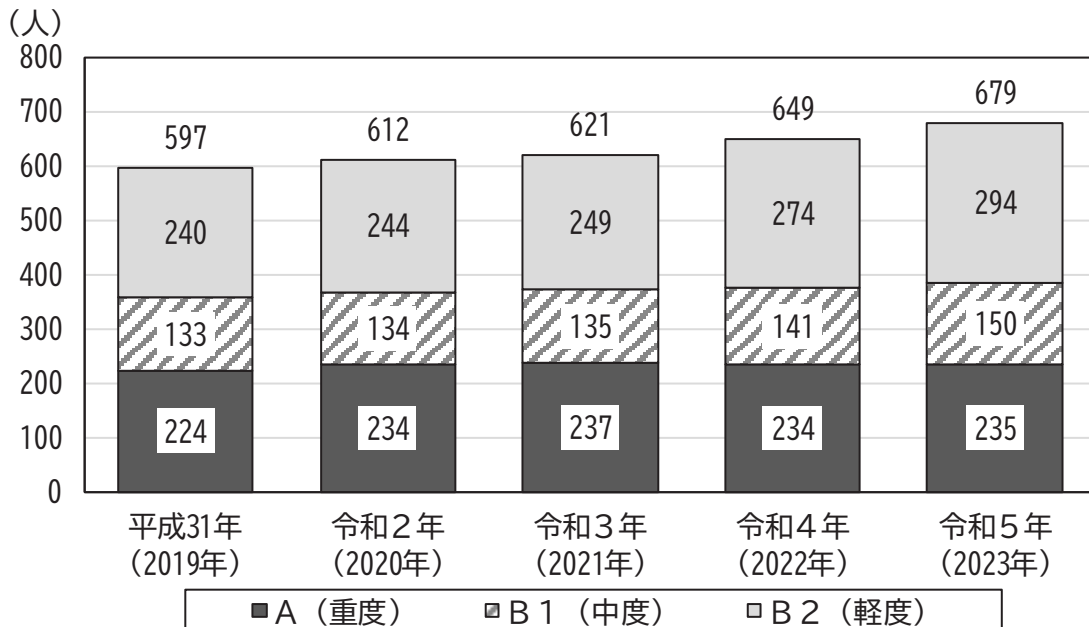
図表 療育手帳所持者数(年齢別)



資料：障害福祉課（各年3月末現在）

判定別にみると、B1（中度）、B2（軽度）は年々増加しています。

図表 療育手帳所持者数(判定別)

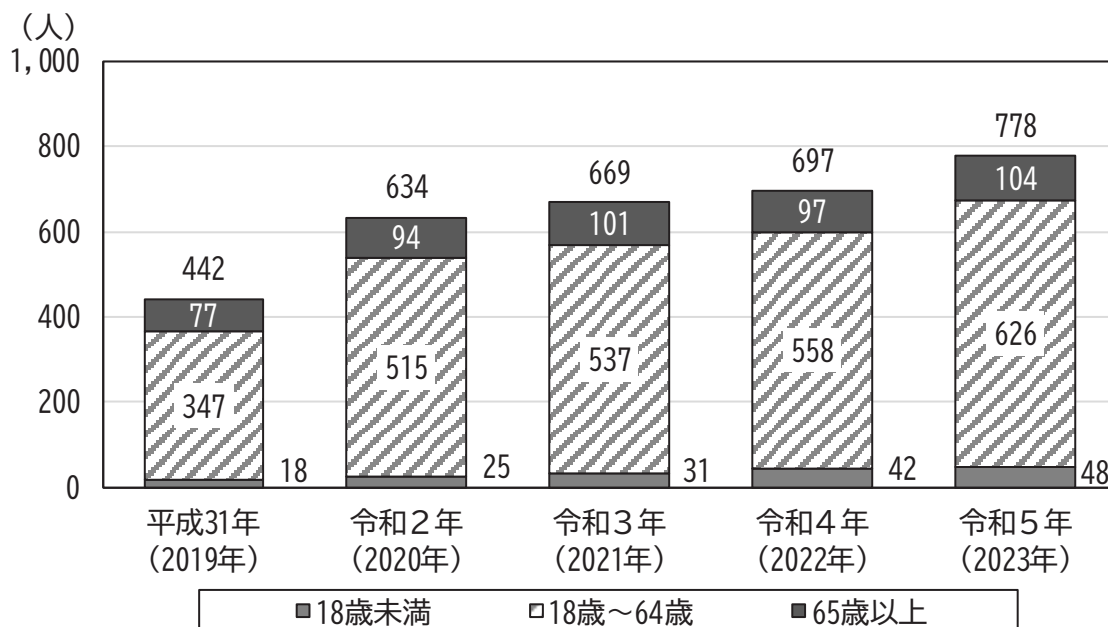


資料：障害福祉課（各年3月末現在）

#### ④ 精神障害のある人

年齢別にみると、すべての年代で増加しています。18歳未満では、平成31年(2019年)から令和5年(2023年)で約2.7倍、18歳～64歳では約1.8倍、65歳以上では約1.4倍となっています。

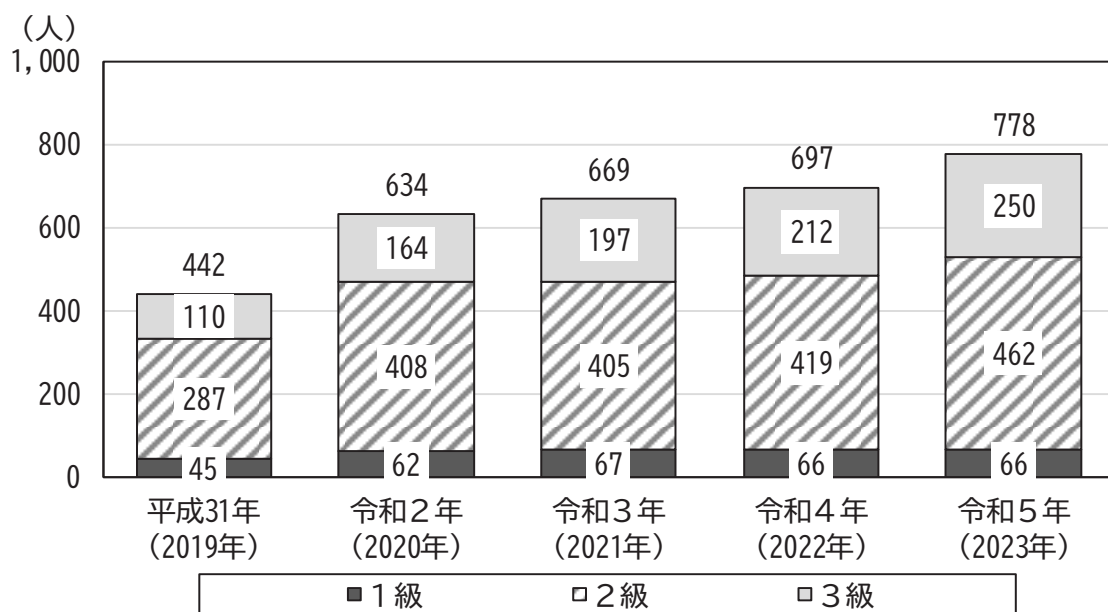
図表 精神障害者保健福祉手帳所持者数(年齢別)



資料：障害福祉課（各年3月末現在）

1級では令和3年(2021年)まで増加し、その後、令和4年(2022年)に減少したあと、横ばいになっています。2級では令和3年(2021年)で減少しましたが、その後、増加しています。3級は年々増加しています。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者数(等級別)

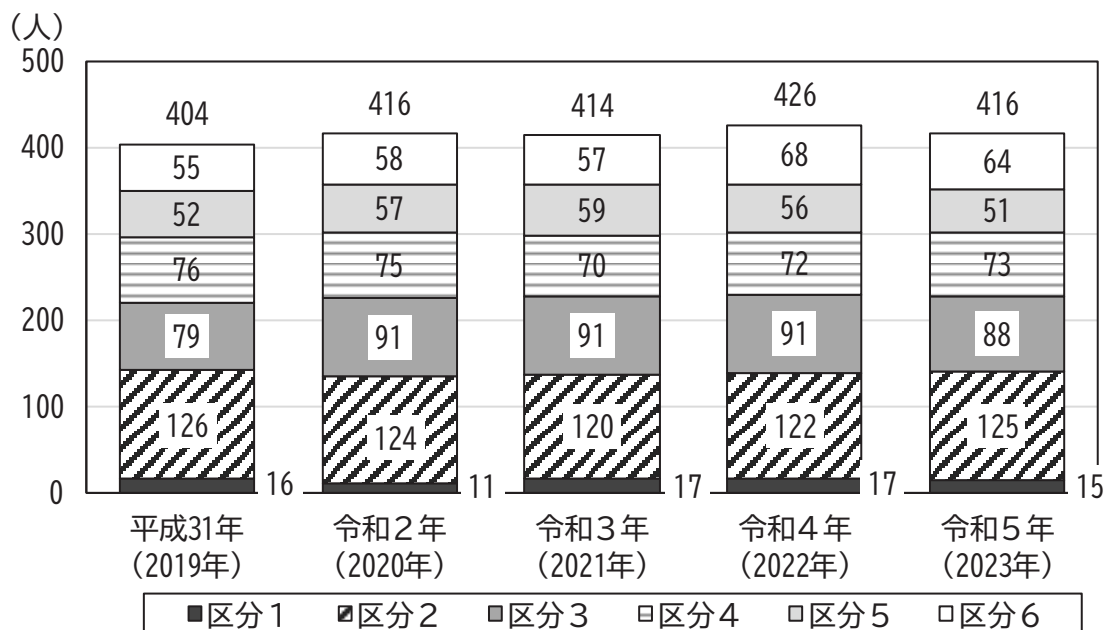


資料：障害福祉課（各年3月末現在）

### ⑤ 障害支援区分の認定状況

障害支援区分の認定を受けた障害者数は増減がみられ、令和5年（2023年）で416人となっています。

図表 障害支援区分認定者



資料：障害福祉課（各年3月末現在）

※区分の数字が多いほど、より多くの支援が必要とする状態を意味します。



## ⑥ 子ども・子育て支援事業の状況

保育所、幼稚園の障害児数は減少していますが、認定こども園では増加しています。

図表 保育所・幼稚園・認定こども園の状況

		令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
保育所	実施か所数	12	12	8	8	8
	在籍児数	1,244	1,243	897	903	918
	障害児数	73	63	45	42	41
幼稚園	実施か所数	5	5	2	1	1
	在籍児数	147	114	22	15	19
	障害児数	14	14	1	1	0
認定こども園（幼保連携型、幼稚園型） 教育部分・保育部分合計	実施か所数	1	1	5	5	5
	在籍児数	204	208	653	653	638
	障害児数	0	0	32	33	35

資料：こども施設課（各年5月1日現在）

## ⑦ 特別支援学級、特別支援学校の状況

特別支援学級、特別支援学校ともに、児童数は増加しています。特別支援学級の生徒数は、令和4年(2022年)まで増加し、令和5年(2023年)では減少しています。特別支援学校の生徒数は、令和元年(2019年)からの5年間で増減がみられます。

図表 特別支援学級の状況

		令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
小学校	設置学級数	31	32	33	34	34
	児童数	156	159	167	172	174
中学校	設置学級数	13	15	18	18	17
	生徒数	60	78	90	97	91

資料：教育委員会（各年5月1日現在）

図表 特別支援学校の状況

		令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
小学部	児童数	5	10	13	15	17
中学部	生徒数	18	19	16	17	15

資料：教育委員会（各年5月1日現在）

## 2 市民と事業者の意識

### (1) 計画策定に向けたアンケート調査の結果

#### ① 調査方法と回収状況

計画の策定に向けた基礎資料とするため、障害のある方や家族の状況、サービスの利用意向、福祉施策等に対する意見を把握し、今後の施策立案に必要な資料を得るために、アンケート調査を実施しました。

調査対象	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方、手帳をお持ちでない障害福祉サービスを利用中の方の中から18歳以上と18歳未満の方を無作為抽出
調査方法	郵送による配付・回収
調査期間	令和5年(2023年)7～8月
回収状況	配布数：18歳以上 1,000件／18歳未満 150件 有効回収数： // 344件／ // 62件 有効回収率： // 34.4％／ // 41.3％

#### ◆アンケート調査結果の見方◆

※グラフ中に表記しているアンケート調査結果における各設問の母数N(Number of caseの略)は、設問に対する有効回答者数を意味します。

※各選択肢の構成比(%)は小数点第2位以下を四捨五入しています。このため、択一式の回答については構成比の合計が100%にならない場合があります。

※複数回答が可能な設問の場合、選択肢の構成比の合計が100%を超える場合があります。

※グラフ中の数字は、特に断り書きのない限りすべて構成比を意味し、単位は%となります。

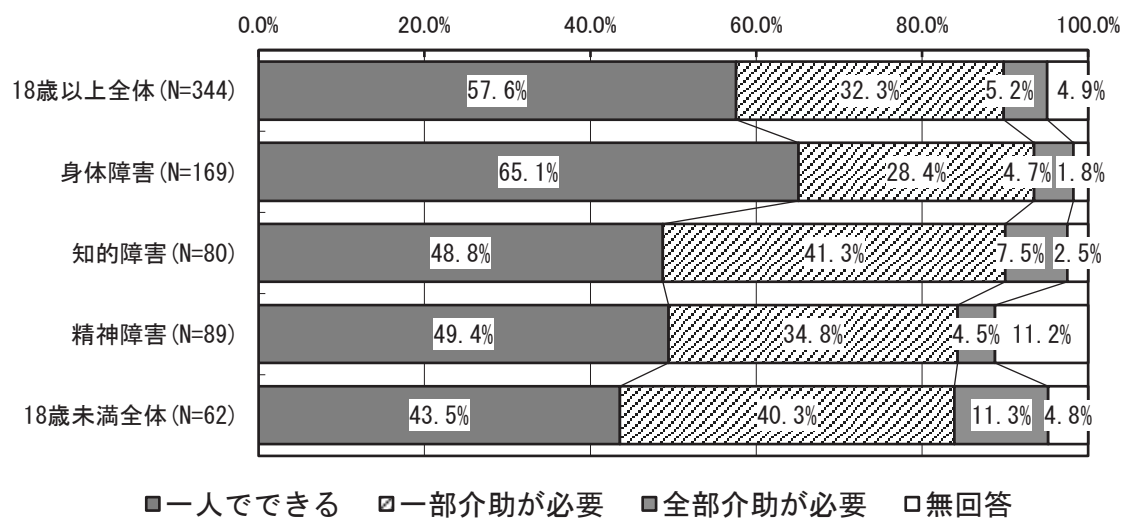
## ② 主な集計結果

### ◆あなた（お子様）は、日常生活で介助が必要ですか。

18歳以上全体では、「一部介助が必要」と「全部介助が必要」を合わせた“介助が必要”は37.5%となっています。

障害種別に見ると、“介助が必要”は知的障害が48.8%で最も多くなっています。

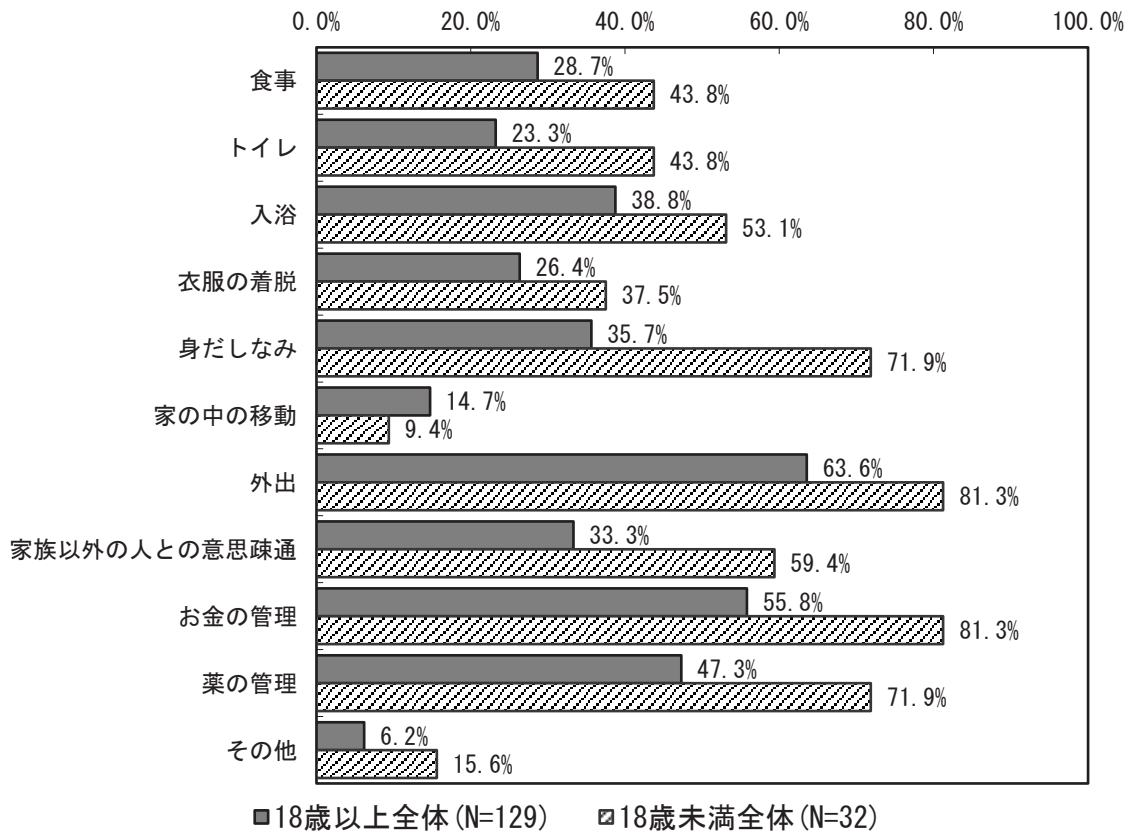
18歳未満全体では、“介助が必要”は51.6%となっています。



◆どのようなときに介助が必要ですか。(複数回答)

18歳以上全体では、「外出」が63.6%で最も多く、次いで、「お金の管理」が55.8%、「薬の管理」が47.3%となっています。

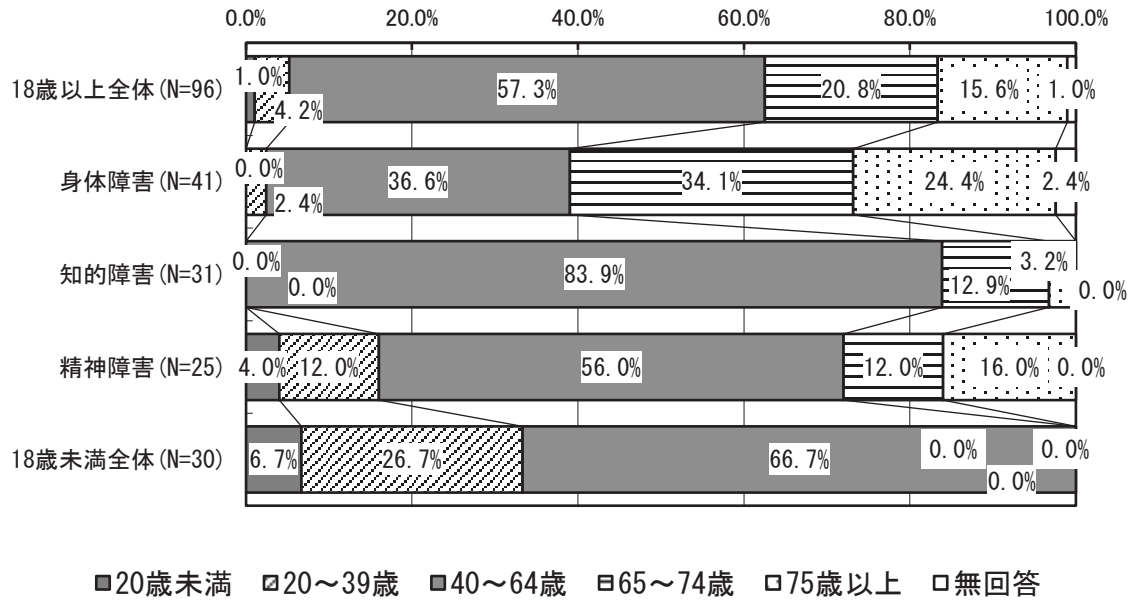
18歳未満全体では、「外出」と「お金の管理」がいずれも81.3%で最も多く、次いで、「身だしなみ」と「薬の管理」がいずれも71.9%、「家族以外の人との意思疎通」が59.4%となっています。



◆あなた（お子様）を介助してくれる方は何歳ですか。

すべての年齢・障害種別で「40～64歳」が最も多くなっています。

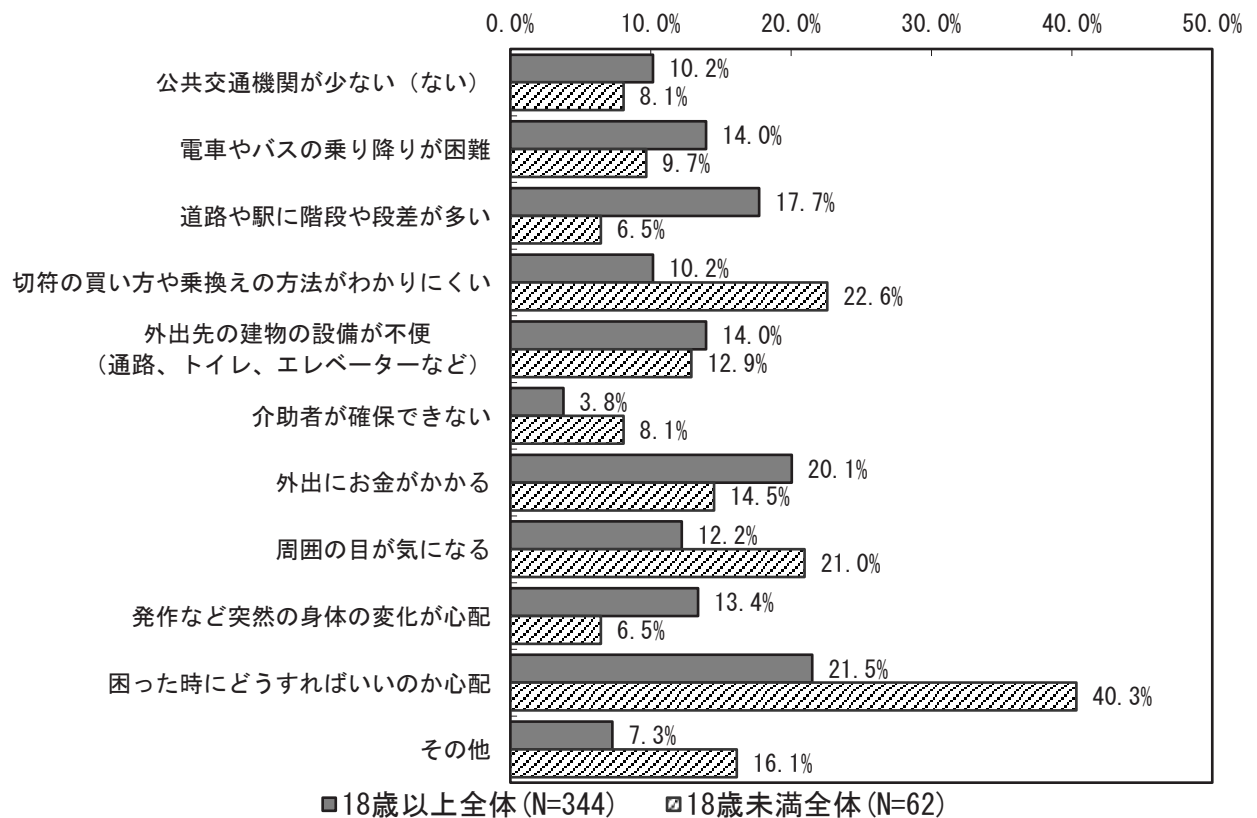
18歳未満全体では、「20歳未満」が6.7%と他の年齢と比べて多くなっています。



◆外出する時に困ることは何ですか。（複数回答）

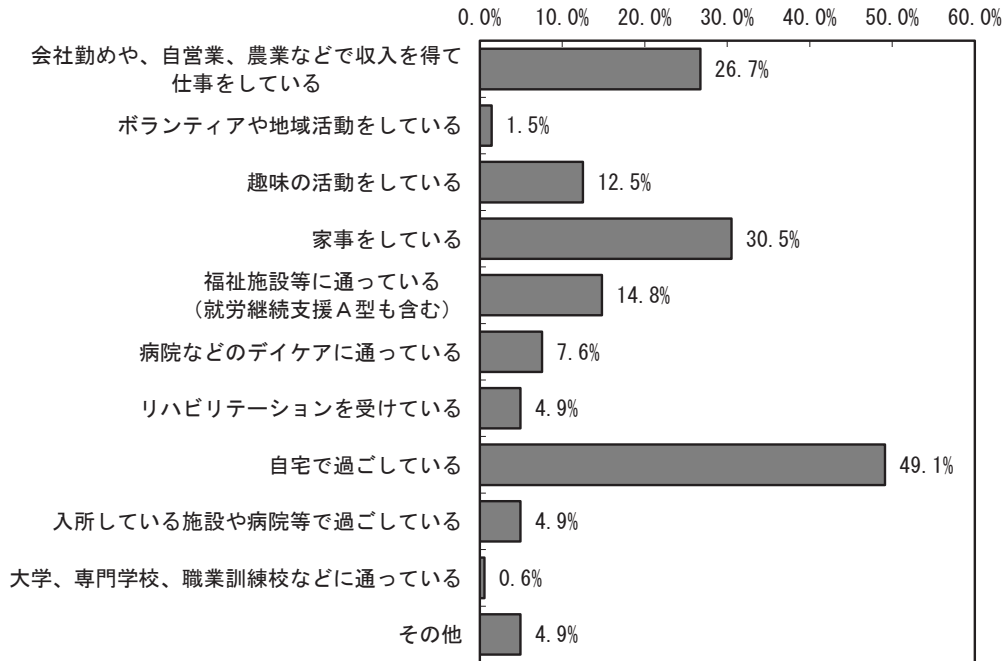
18歳以上全体では、「困った時にどうすればいいのか心配」が21.5%で最も多く、次いで、「外出にお金がかかる」が20.1%、「道路や駅に階段や段差が多い」が17.7%となっています。

18歳未満全体では、「困った時にどうすればいいのか心配」が40.3%で最も多く、次いで、「切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい」が22.6%、「周囲の目が気になる」が21.0%となっています。



◆あなたは、平日の日中をどのように過ごしていますか。(複数回答)

18歳以上の人に平日の日中の過ごし方を尋ねたところ、「自宅で過ごしている」が49.1%と最も多く、次いで、「家事をしている」が30.5%、「会社勤めや、自営業、農業などで収入を得て仕事をしている」が26.7%となっています。



■18歳以上全体 (N=344)

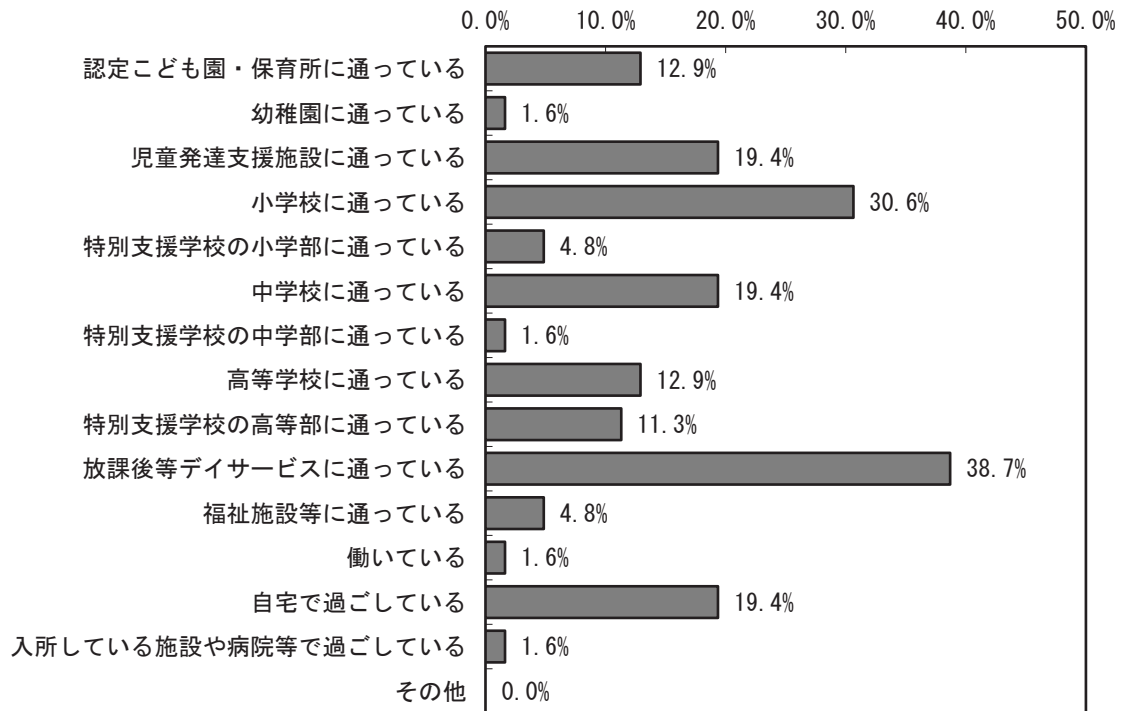
年齢別・障害種別で見ると、18～39歳と知的障害では、「福祉施設等に通っている (就労継続支援A型も含む)」が約3割となっています。

	18歳以上全体 (N=344)	18～39歳 (N=75)	40～64歳 (N=118)	65歳以上 (N=144)	身体障害 (N=169)	知的障害 (N=80)	精神障害 (N=89)
会社勤めや、自営業、農業などで収入を得て仕事をしている	26.7%	<b>40.0%</b>	<b>40.7%</b>	7.6%	21.3%	<b>46.3%</b>	19.1%
ボランティアや地域活動をしている	1.5%	0.0%	1.7%	2.1%	1.8%	0.0%	2.2%
趣味の活動をしている	12.5%	8.0%	11.9%	16.0%	14.8%	6.3%	13.5%
家事をしている	30.5%	18.7%	30.5%	36.8%	36.1%	12.5%	34.8%
福祉施設等に通っている (就労継続支援A型も含む)	14.8%	<b>33.3%</b>	17.8%	3.5%	4.1%	<b>35.0%</b>	20.2%
病院などのデイケアに通っている	7.6%	4.0%	5.1%	11.8%	9.5%	2.5%	11.2%
リハビリテーションを受けている	4.9%	0.0%	1.7%	10.4%	8.3%	0.0%	2.2%
自宅で過ごしている	49.1%	29.3%	50.0%	59.0%	<b>59.2%</b>	23.8%	53.9%
入所している施設や病院等で過ごしている	4.9%	0.0%	3.4%	9.0%	4.7%	2.5%	6.7%
大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	0.6%	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.2%
その他	4.9%	2.7%	4.2%	6.9%	4.7%	2.5%	5.6%
有効回答数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの

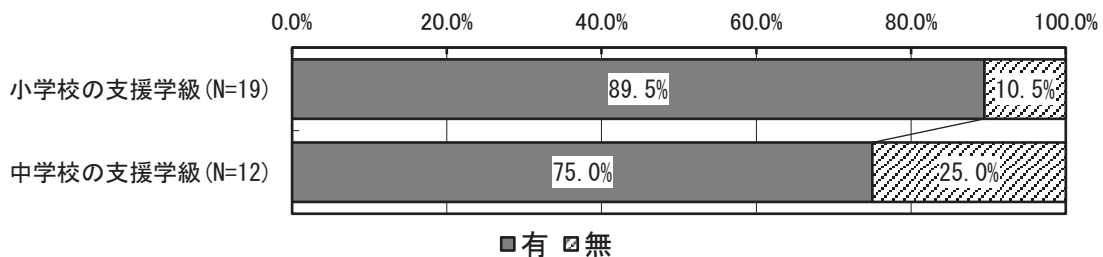
◆お子様は、平日の日中をどのように過ごしていますか。(複数回答)

18歳未満の人に平日の日中の過ごし方について尋ねたところ、「放課後等デイサービスに通っている」が38.7%で最も多く、次いで、「小学校に通っている」が30.6%となっています。



■18歳未満全体 (N=62)

小中学校への通学における支援学級の利用状況をみると、小学校の支援学級では89.5%、中学校の支援学級では75.0%がそれぞれ利用有となっています。



■有 □無

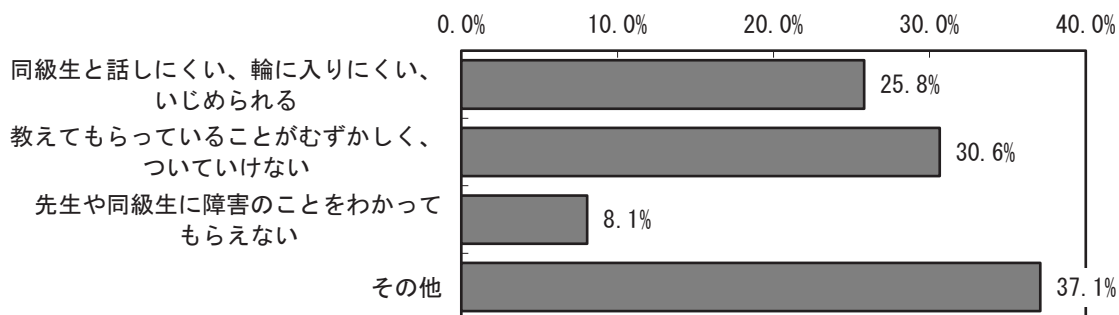


◆園生活や学校生活の中で、困ることはありますか。(複数回答)

18歳未満の人に園生活や学校生活の中で困ることについて尋ねたところ、「教えてもらっていることがむずかしく、ついていけない」が30.6%、「同級生と話しにくい、輪に入りにくい、いじめられる」が25.8%となっています。

また、「その他」は37.1%となっており、主な記述内容は次のとおりです。

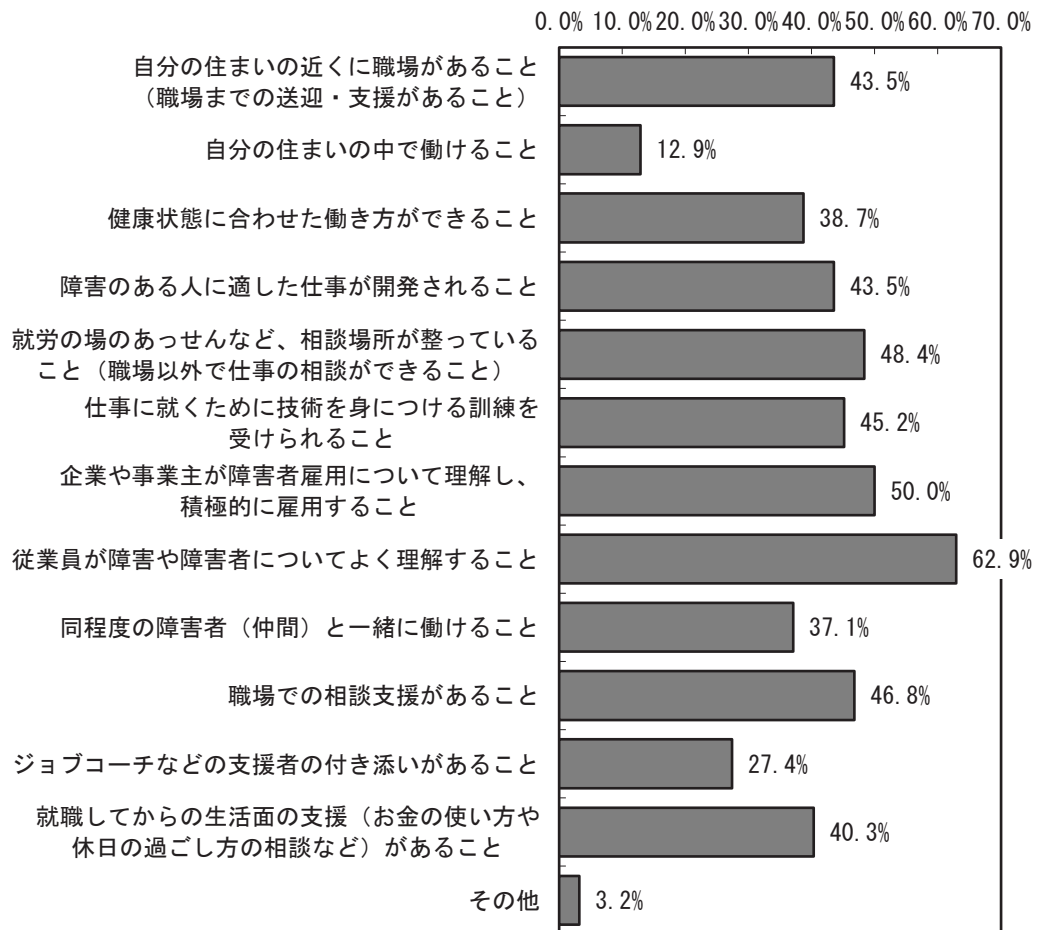
- ・ 共通で行うイベント事に参加しにくい。土曜に行くと特に行くことすら叶わない。
- ・ プrintの管理ができない。忘れ物が多い。
- ・ 先生の手助けはありますが、児童とトラブルになったとき、状況を説明できない。
- ・ 子どもが活動できる時間に、参加できる科目が少ないため、参加できない。
- ・ 空気を読む、阿吽の呼吸が分かりにくい。
- ・ 偏食のため、給食が食べられない。
- ・ 学習面での難しさはあります。
- ・ LD(学習障害)の診断が出ているにも関わらず、学校側の支援級責任者が理解がないことです。
- ・ 本人は周りに障害のことを知られたくないので、どこまで学校生活で知られずに適度な補助を受けられるのか分からない。勉強についていけないときも、自分から先生に助けを求められない。
- ・ 友達との距離の取り方が難しい。
- ・ 環境の変化になれるまでに、とても時間がかかる。



■18歳未満全体 (N=62)

◆お子様が今後働くとしたら、どのようなことが必要ですか。(複数回答)

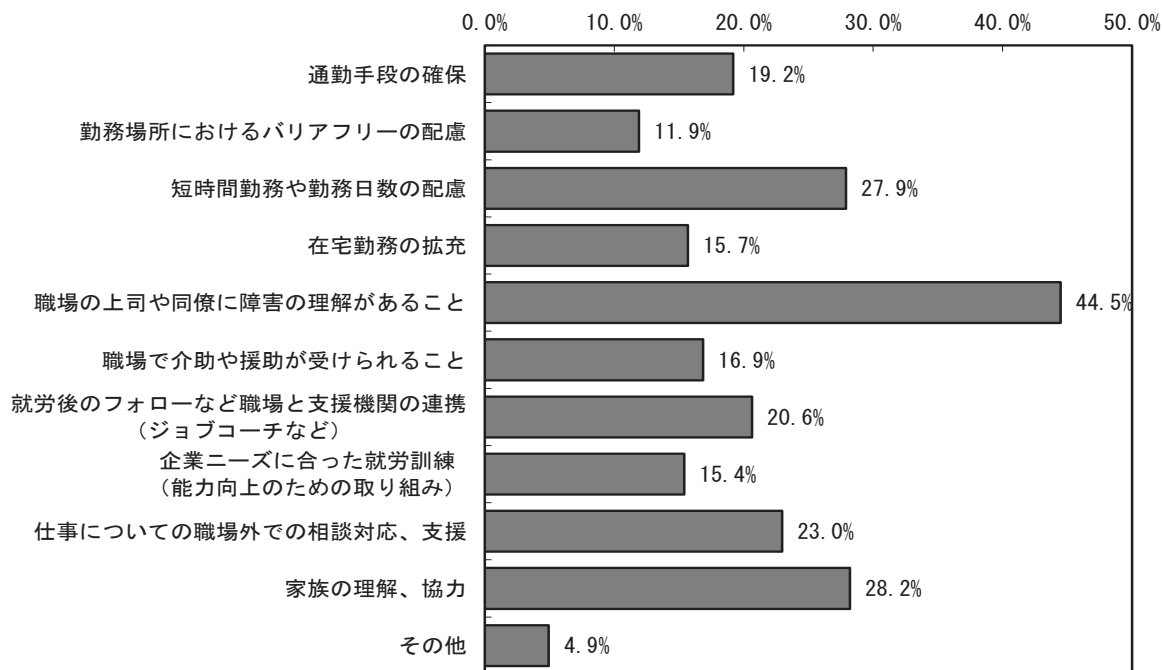
「従業員が障害や障害者についてよく理解すること」が62.9%と最も多く、次いで「企業や事業主が障害者雇用について理解し、積極的に雇用すること」が50.0%、「就労の場のあっせんなど、相談場所が整っていること(職場以外で仕事の相談ができること)」が48.4%となっています。



■18歳未満全体(N=62)

◆あなたは、障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答）

18歳以上の人に障害者の就労支援として必要なことを尋ねたところ、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が44.5%で最も多く、次いで、「家族の理解、協力」が28.2%、「短時間勤務や勤務日数の配慮」が27.9%となっています。



■18歳以上全体 (N=344)

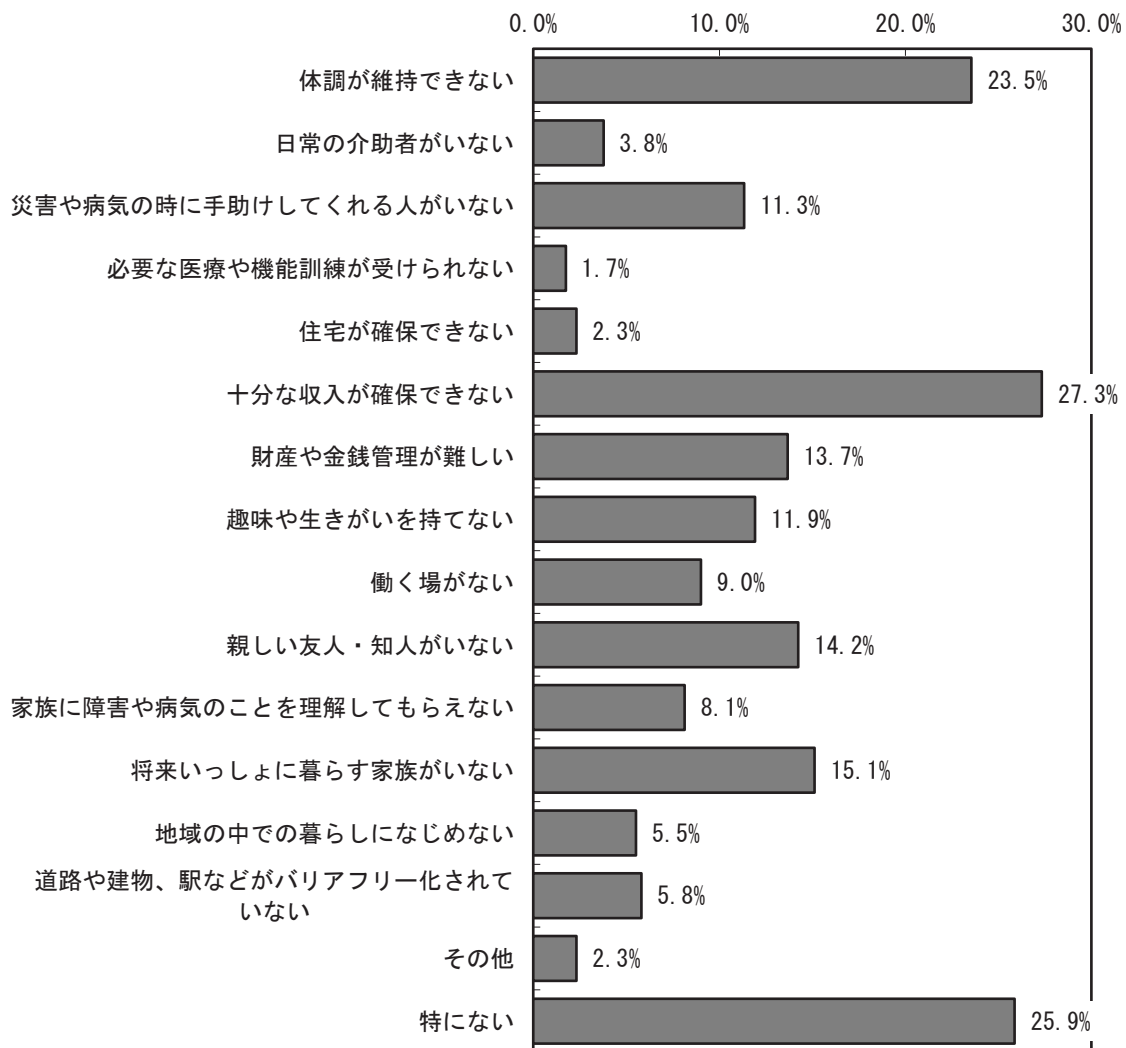
年齢別・障害種別で見ると、18～39歳と精神障害では、「仕事についての職場外での相談対応、支援」が約4割となっています。

	18歳以上全体 (N=344)	18～39歳 (N=75)	40～64歳 (N=118)	65歳以上 (N=144)	身体障害 (N=169)	知的障害 (N=80)	精神障害 (N=89)
通勤手段の確保	19.2%	25.3%	20.3%	16.0%	16.6%	22.5%	24.7%
勤務場所におけるバリアフリーの配慮	11.9%	10.7%	12.7%	11.8%	11.8%	7.5%	14.6%
短時間勤務や勤務日数の配慮	27.9%	36.0%	<b>40.7%</b>	13.2%	17.2%	27.5%	<b>47.2%</b>
在宅勤務の拡充	15.7%	18.7%	21.2%	10.4%	12.4%	10.0%	<b>27.0%</b>
職場の上司や同僚に障害の理解があること	44.5%	<b>69.3%</b>	<b>59.3%</b>	20.8%	27.2%	<b>60.0%</b>	<b>61.8%</b>
職場で介助や援助が受けられること	16.9%	<b>34.7%</b>	19.5%	6.3%	10.1%	<b>30.0%</b>	18.0%
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携 (ジョブコーチなど)	20.6%	<b>40.0%</b>	22.0%	8.3%	8.3%	<b>32.5%</b>	<b>32.6%</b>
企業ニーズに合った就労訓練 (能力向上のための取り組み)	15.4%	<b>32.0%</b>	13.6%	9.0%	6.5%	20.0%	<b>27.0%</b>
仕事についての職場外での相談対応、支援	23.0%	<b>41.3%</b>	29.7%	9.0%	8.9%	32.5%	<b>40.4%</b>
家族の理解、協力	28.2%	36.0%	31.4%	20.8%	23.7%	16.3%	<b>46.1%</b>
その他	4.9%	4.0%	7.6%	3.5%	4.1%	7.5%	5.6%
有効回答数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの

◆あなたが日常生活で困っていることや悩んでいることで、相談したいことは何ですか。  
(複数回答)

18歳以上の人に日常生活で相談したいことを尋ねたところ、「特にない」を除くと、「十分な収入が確保できない」が27.3%と最も多く、次いで、「体調が維持できない」が23.5%、「将来いっしょに暮らす家族がいない」が15.1%となっています。



■18歳以上全体 (N=344)

年齢別・障害種別でみると、18～39歳と知的障害では、「財産や金銭管理が難しい」が3割から4割となっています。

精神障害では、「体調が維持できない」と「十分な収入が確保できない」が4割を超えています。

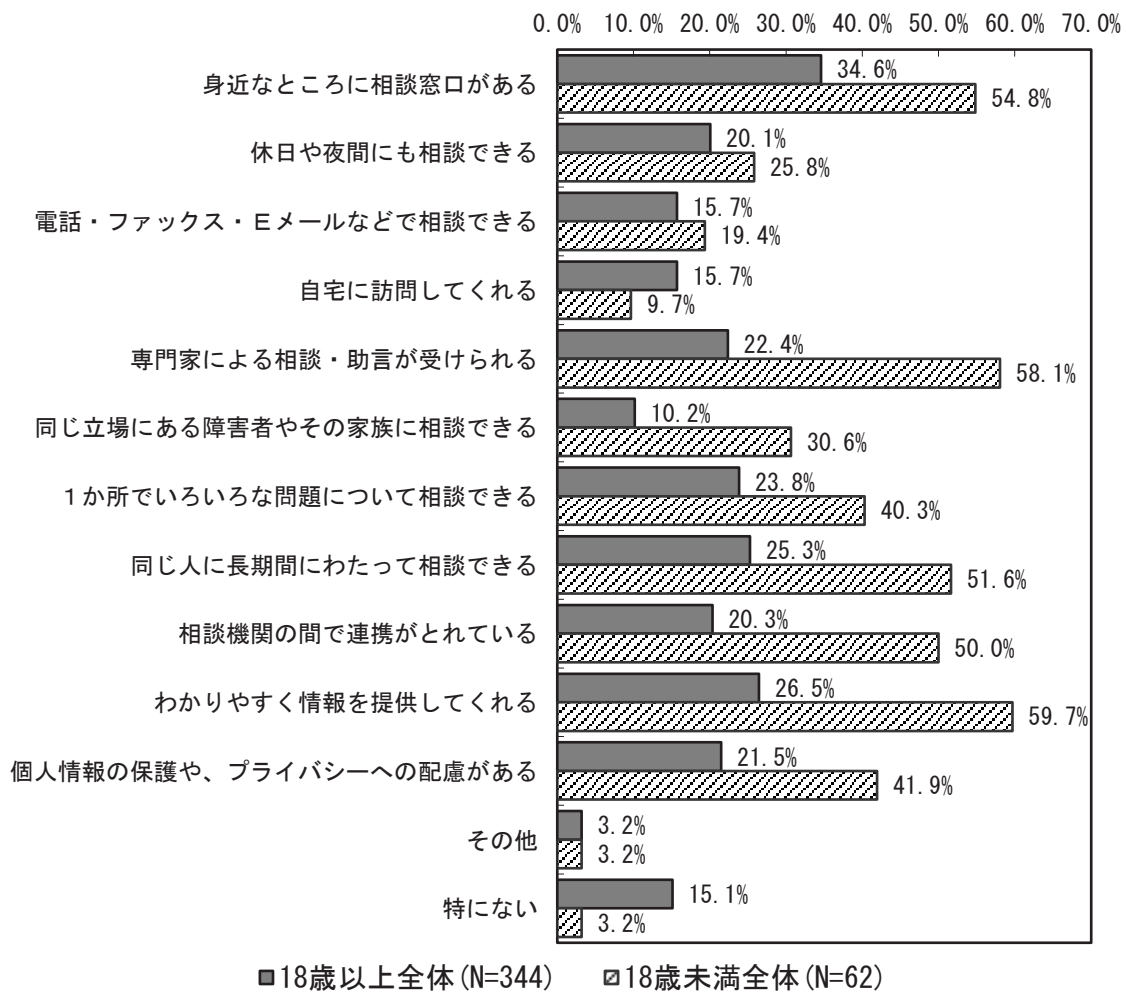
	18歳以上 全体 (N=344)	18～39歳 (N=75)	40～64歳 (N=118)	65歳以上 (N=144)	身体障害 (N=169)	知的障害 (N=80)	精神障害 (N=89)
体調が維持できない	23.5%	28.0%	28.0%	18.1%	20.1%	12.5%	<b>42.7%</b>
日常の介助者がいない	3.8%	0.0%	5.1%	4.9%	5.3%	1.3%	5.6%
災害や病気の時に手助けしてくれる人がいない	11.3%	9.3%	16.9%	7.6%	10.1%	13.8%	16.9%
必要な医療や機能訓練が受けられない	1.7%	1.3%	3.4%	0.7%	1.8%	2.5%	3.4%
住宅が確保できない	2.3%	1.3%	5.1%	0.7%	1.8%	1.3%	4.5%
十分な収入が確保できない	27.3%	<b>37.3%</b>	36.4%	15.3%	18.3%	25.0%	<b>49.4%</b>
財産や金銭管理が難しい	13.7%	<b>40.0%</b>	10.2%	3.5%	4.1%	<b>30.0%</b>	16.9%
趣味や生きがいを持ってない	11.9%	12.0%	20.3%	5.6%	7.7%	5.0%	<b>27.0%</b>
働く場がない	9.0%	13.3%	13.6%	2.8%	5.9%	5.0%	<b>19.1%</b>
親しい友人・知人がいない	14.2%	13.3%	22.0%	9.0%	7.7%	20.0%	20.2%
家族に障害や病気のことを理解してもらえない	8.1%	10.7%	12.7%	3.5%	3.6%	1.3%	<b>22.5%</b>
将来いっしょに暮らす家族がいない	15.1%	17.3%	<b>26.3%</b>	5.6%	10.7%	16.3%	23.6%
地域の中での暮らしになじめない	5.5%	9.3%	6.8%	2.1%	3.0%	7.5%	7.9%
道路や建物、駅などがバリアフリー化されていない	5.8%	1.3%	7.6%	6.3%	8.9%	3.8%	3.4%
その他	2.3%	2.7%	4.2%	0.7%	0.6%	5.0%	3.4%
特になし	25.9%	17.3%	15.3%	<b>39.6%</b>	35.5%	22.5%	9.0%
有効回答数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの

◆あなたが相談するとき、必要だと思うことは何ですか。（複数回答）

18歳以上全体では、「身近なところに相談窓口がある」が34.6%で最も多く、次いで「わかりやすく情報を提供してくれる」が26.5%、「同じ人に長期間にわたって相談できる」が25.3%となっています。

18歳未満全体では、「身近なところに相談窓口がある」、「専門家による相談・助言が受けられる」、「同じ人に長期間にわたって相談できる」、「わかりやすく情報を提供してくれる」が5割を超えています。



年齢別・障害種別で見ると、18～39歳と精神障害では、「身近なところに相談窓口がある」が約5割となっています。

	18歳以上 全体 (N=344)	18～39歳 (N=75)	40～64歳 (N=118)	65歳以上 (N=144)	身体障害 (N=169)	知的障害 (N=80)	精神障害 (N=89)
身近なところに相談窓口がある	34.6%	<b>48.0%</b>	37.3%	25.0%	31.4%	36.3%	<b>47.2%</b>
休日や夜間にも相談できる	20.1%	28.0%	26.3%	11.1%	14.8%	26.3%	<b>31.5%</b>
電話・ファックス・Eメールなどで相談できる	15.7%	24.0%	21.2%	6.9%	10.1%	15.0%	<b>28.1%</b>
自宅に訪問してくれる	15.7%	18.7%	18.6%	12.5%	14.2%	20.0%	20.2%
専門家による相談・助言が受けられる	22.4%	30.7%	26.3%	15.3%	16.0%	17.5%	<b>37.1%</b>
同じ立場にある障害者やその家族に相談できる	10.2%	18.7%	14.4%	2.1%	5.3%	13.8%	18.0%
1か所でいろいろな問題について相談できる	23.8%	<b>34.7%</b>	26.3%	16.7%	20.1%	23.8%	<b>34.8%</b>
同じ人に長期間にわたって相談できる	25.3%	<b>44.0%</b>	32.2%	10.4%	15.4%	31.3%	<b>42.7%</b>
相談機関の間で連携がとれている	20.3%	<b>37.3%</b>	28.0%	5.6%	12.4%	26.3%	<b>33.7%</b>
わかりやすく情報を提供してくれる	26.5%	33.3%	33.1%	17.4%	20.1%	26.3%	<b>38.2%</b>
個人情報の保護や、プライバシーへの配慮がある	21.5%	25.3%	<b>32.2%</b>	11.1%	15.4%	16.3%	<b>37.1%</b>
その他	3.2%	5.3%	4.2%	0.7%	0.6%	3.8%	6.7%
特になし	15.1%	9.3%	7.6%	24.3%	21.3%	12.5%	5.6%
有効回答数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

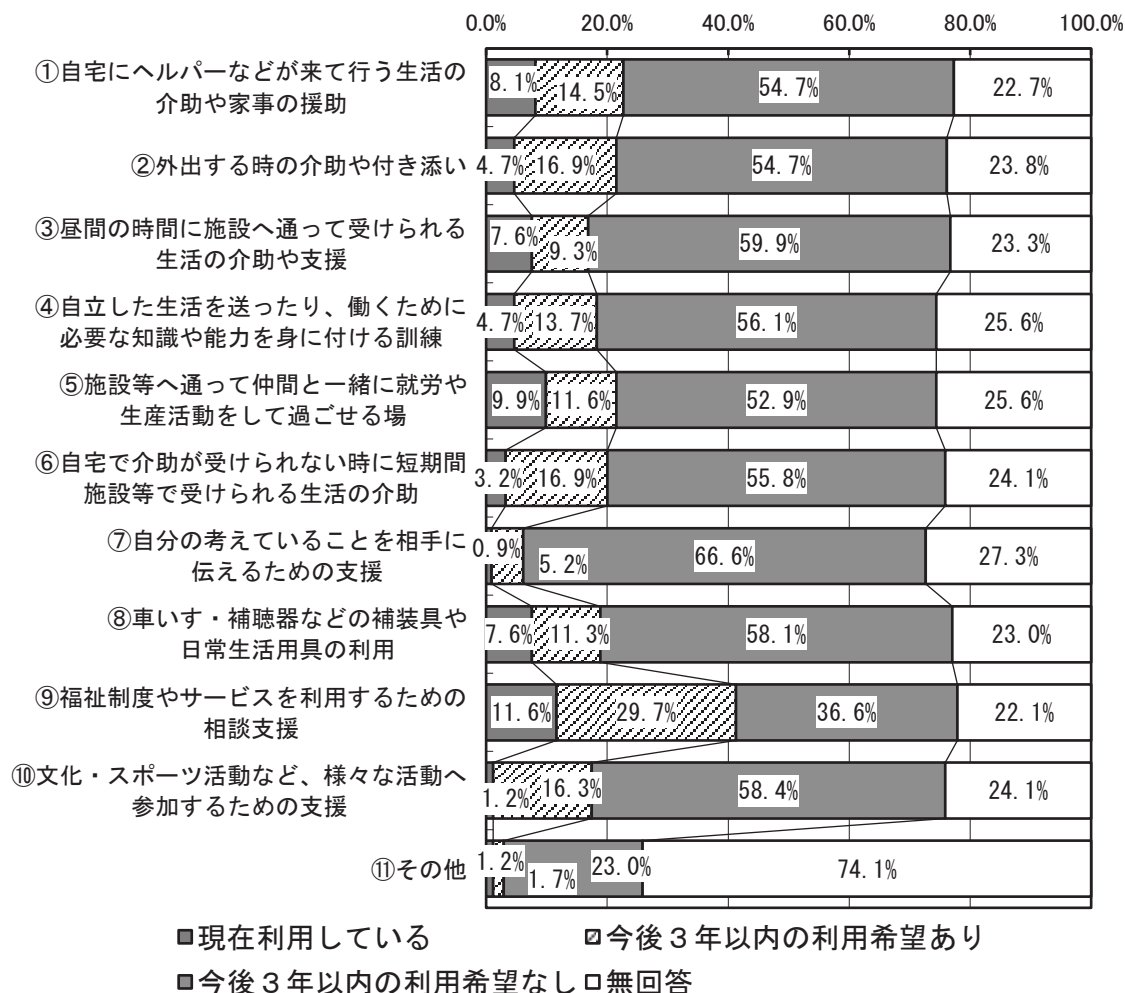
※網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの

◆あなた（お子様）は、何らかのサービスを利用していますか。現在利用していない方は、今後3年以内に利用したいと考えるか。

### 18歳以上：現在の利用状況と今後の利用

現在利用しているサービスは、「⑨福祉制度やサービスを利用するための相談支援」が11.6%で最も多く、次いで、「⑤施設等へ通って仲間と一緒に就労や生産活動をして過ごせる場（就労継続支援、地域活動支援センターなど）」が9.9%、「①自宅にヘルパーなどが来て行う生活の介助や家事の援助（居宅介護や重度訪問介護など）」が8.1%となっています。

今後利用希望のあるサービスについては、「⑨福祉制度やサービスを利用するための相談支援」が29.7%で最も多く、次いで、「⑥自宅で介助が受けられない時に短期間施設等で受けられる生活の介助（短期入所）」、「②外出する時の介助や付き添い」がいずれも16.9%となっています。

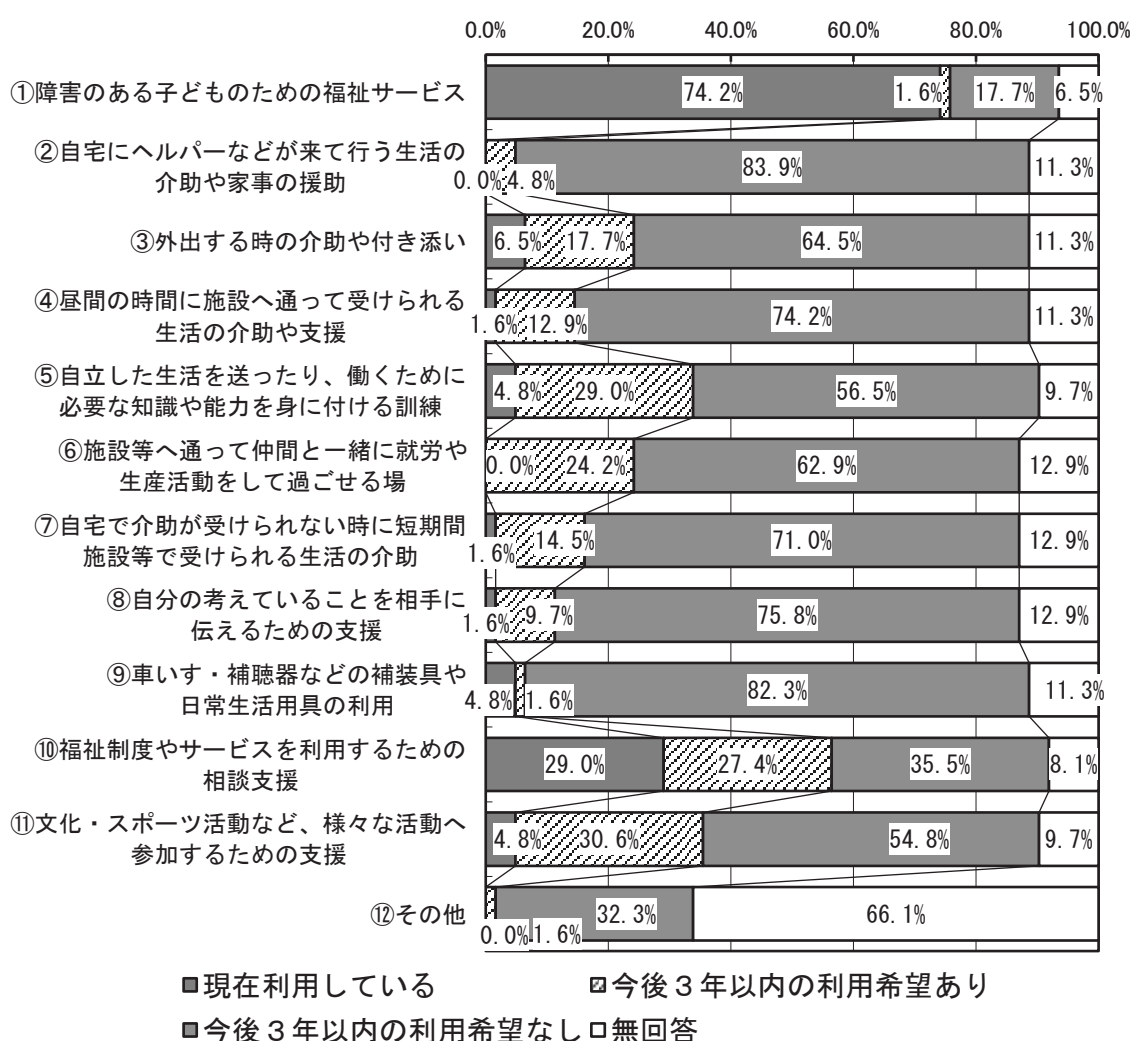




## 18歳未満：現在の利用状況と今後の利用

現在利用しているサービスは、「①障害のある子どものための福祉サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）」が74.2%で最も多く、次いで、「⑩福祉制度やサービスを利用するための相談支援」が29.0%、「③外出する時の介助や付き添い（同行援護や移動支援など）」が6.5%となっています。

今後利用希望のあるサービスについては、「⑪文化・スポーツ活動など、様々な活動へ参加するための支援」が30.6%で最も多く、次いで、「⑤自立した生活を送ったり、働くために必要な知識や能力を身に付ける訓練（自立訓練、就労移行支援など）」が29.0%、「⑩福祉制度やサービスを利用するための相談支援」が27.4%となっています。

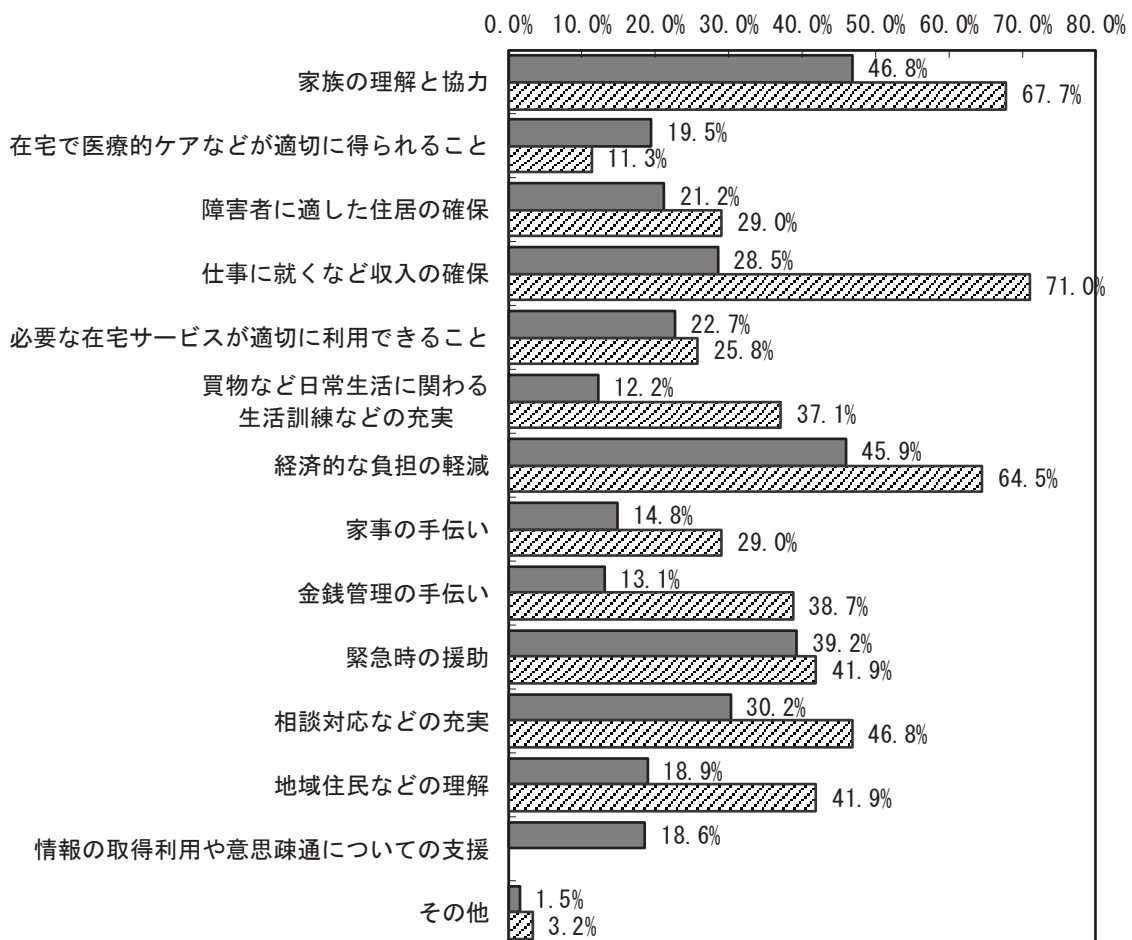


◆地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。（複数回答）

18歳以上全体では、「家族の理解と協力」が46.8%で最も多く、次いで、「経済的な負担の軽減」が45.9%、「緊急時の援助」が39.2%となっています。

18歳未満全体では、「仕事に就くなど収入の確保」が71.0%で最も多く、次いで、「家族の理解と協力」が67.7%、「経済的な負担の軽減」が64.5%となっています。

「仕事に就くなど収入の確保」は、18歳未満の方が42.5ポイント多く、大きく差が開いています。



■18歳以上全体 (N=344)    ▨18歳未満全体 (N=62)

年齢別でみると、18～39歳では「家族の理解と協力」、「仕事に就くなど収入の確保」、「経済的な負担の軽減」、「緊急時の援助」、「相談対応などの充実」で5割を超えています。

障害種別でみると、精神障害で「経済的な負担の軽減」が6割を超え、知的障害で「緊急時の援助」が5割となっています。

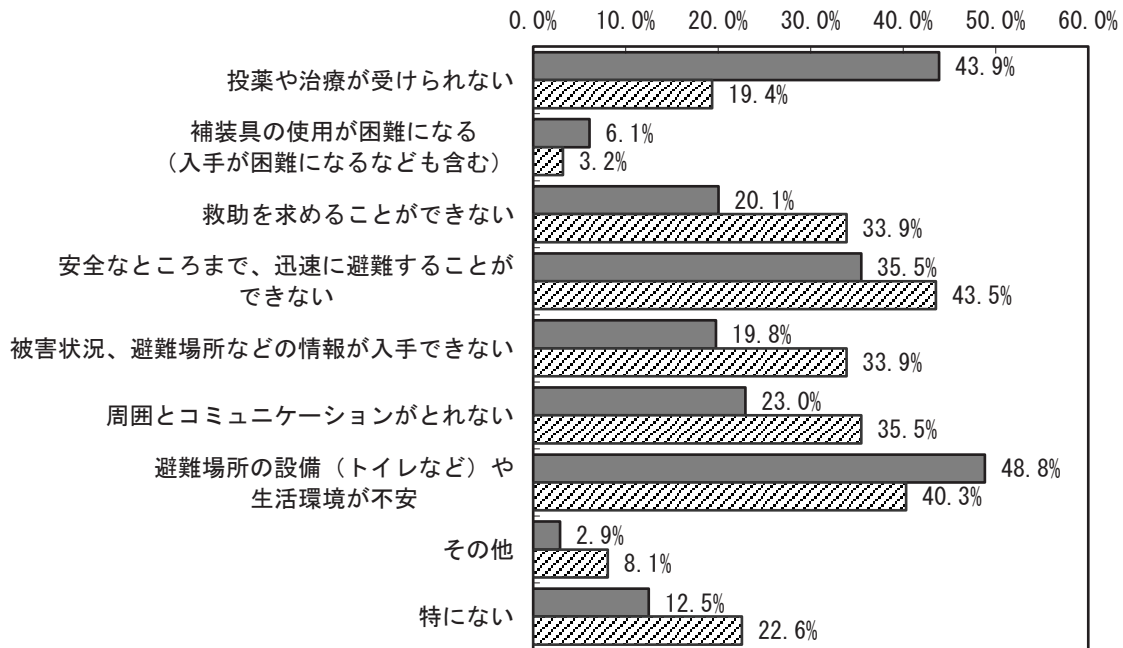
	18歳以上 全体 (N=344)	18～39歳 (N=75)	40～64歳 (N=118)	65歳以上 (N=144)	身体障害 (N=169)	知的障害 (N=80)	精神障害 (N=89)
家族の理解と協力	46.8%	<b>57.3%</b>	45.8%	43.1%	40.8%	46.3%	<b>58.4%</b>
在宅で医療的ケアなどが適切に得られること	19.5%	12.0%	14.4%	28.5%	24.9%	11.3%	18.0%
障害者に適した住居の確保	21.2%	<b>33.3%</b>	26.3%	10.4%	14.8%	28.8%	27.0%
仕事に就くなど収入の確保	28.5%	<b>50.7%</b>	<b>39.0%</b>	8.3%	15.4%	37.5%	<b>47.2%</b>
必要な在宅サービスが適切に利用できること	22.7%	20.0%	21.2%	26.4%	24.3%	20.0%	21.3%
買物など日常生活に関わる生活訓練などの充実	12.2%	14.7%	17.8%	6.9%	10.1%	20.0%	9.0%
経済的な負担の軽減	45.9%	<b>58.7%</b>	54.2%	31.3%	36.1%	42.5%	<b>65.2%</b>
家事の手伝い	14.8%	13.3%	17.8%	13.9%	11.8%	17.5%	19.1%
金銭管理の手伝い	13.1%	<b>36.0%</b>	9.3%	4.9%	3.6%	<b>30.0%</b>	16.9%
緊急時の援助	39.2%	<b>54.7%</b>	36.4%	34.7%	34.9%	<b>50.0%</b>	39.3%
相談対応などの充実	30.2%	<b>53.3%</b>	33.9%	15.3%	16.0%	<b>42.5%</b>	<b>44.9%</b>
地域住民などの理解	18.9%	<b>34.7%</b>	21.2%	8.3%	10.1%	<b>31.3%</b>	21.3%
情報の取得利用や意思疎通についての支援	18.6%	<b>34.7%</b>	16.1%	11.8%	13.0%	27.5%	20.2%
その他	1.5%	2.7%	1.7%	0.7%	0.6%	5.0%	0.0%
有効回答数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの

◆水害や地震などの災害時に困ることは何ですか。（複数回答）

18歳以上全体では、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が48.8%で最も多く、次いで、「投薬や治療が受けられない」が43.9%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が35.5%となっています。

18歳未満では、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が43.5%で最も多く、次いで、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が40.3%、「周囲とコミュニケーションがとれない」が35.5%となっています。



■18歳以上全体 (N=344) □18歳未満全体 (N=62)

年齢別・障害種別でみると、知的障害では「救助を求めることができない」が31.3%となっています。また、18～39歳と知的障害では「周囲とコミュニケーションがとれない」が4割を超えています。

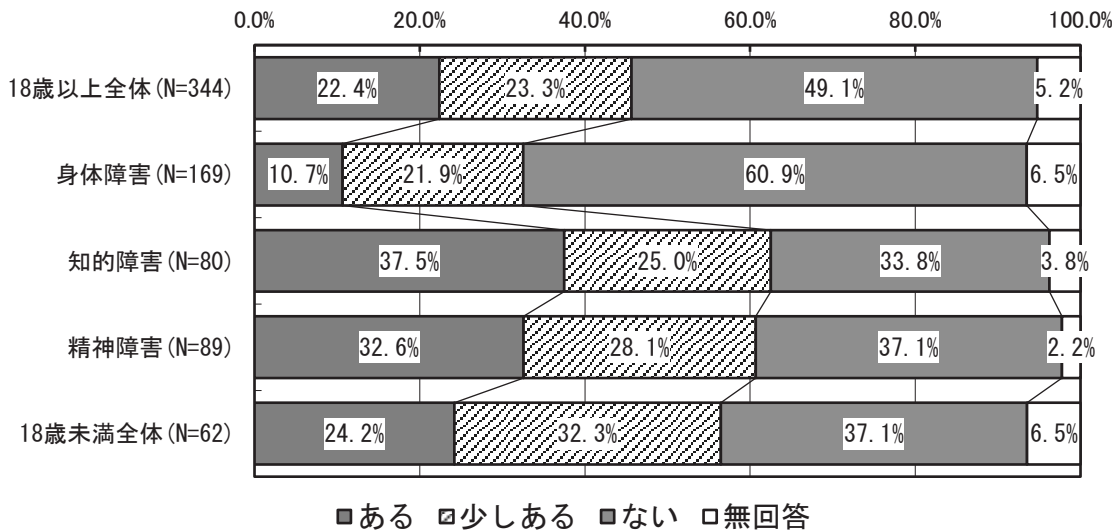
	18歳以上全体 (N=344)	18～39歳 (N=75)	40～64歳 (N=118)	65歳以上 (N=144)	身体障害 (N=169)	知的障害 (N=80)	精神障害 (N=89)
投薬や治療が受けられない	43.9%	36.0%	48.3%	45.1%	47.3%	23.8%	<b>60.7%</b>
補装具の使用が困難になる（入手が困難になるなども含む）	6.1%	4.0%	5.9%	7.6%	10.1%	5.0%	3.4%
救助を求めることができない	20.1%	28.0%	16.9%	18.8%	16.6%	<b>31.3%</b>	19.1%
安全なところまで、迅速に避難することができない	35.5%	33.3%	31.4%	40.3%	39.6%	42.5%	24.7%
被害状況、避難場所などの情報が入手できない	19.8%	<b>30.7%</b>	16.1%	18.1%	17.2%	<b>32.5%</b>	18.0%
周囲とコミュニケーションがとれない	23.0%	<b>41.3%</b>	22.9%	14.6%	13.0%	<b>42.5%</b>	27.0%
避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安	48.8%	48.0%	55.9%	45.1%	49.1%	43.8%	57.3%
その他	2.9%	6.7%	2.5%	1.4%	1.8%	1.3%	6.7%
特になし	12.5%	16.0%	5.1%	16.0%	12.4%	13.8%	10.1%
有効回答数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの

◆あなた（お子様）は、障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。

「ある」と「少しある」を合わせた“ある”は、18歳以上全体では45.7%、18歳未満全体では56.5%となっています。

障害種別でみると、知的障害と精神障害では、“ある”が6割を超えています。

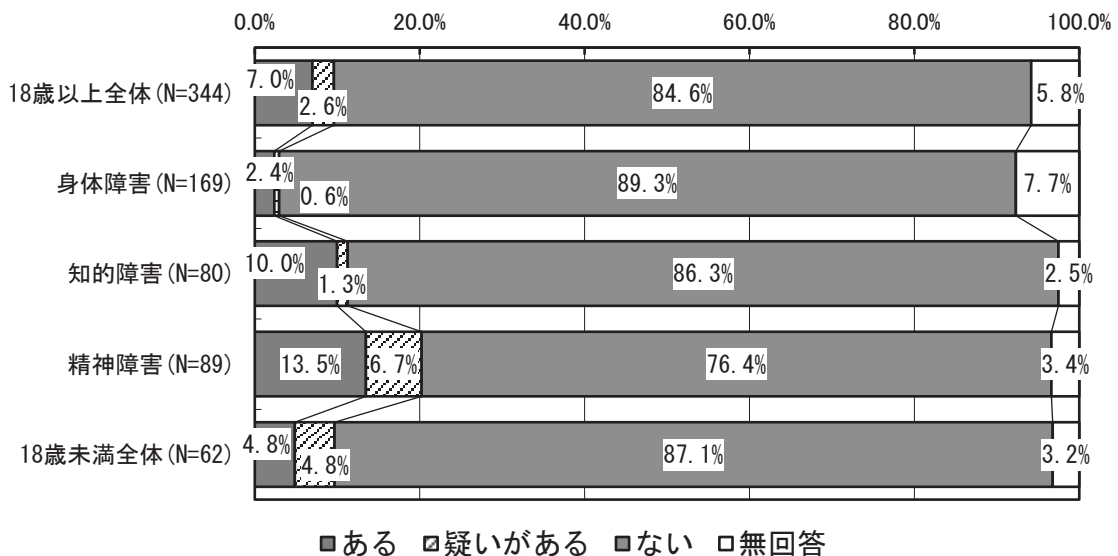


◆あなた（お子様）は家族や施設の職員などから虐待を受けたことがありますか。

18歳以上全体では、虐待を受けたことが「ある」が7.0%、「疑いがある」が2.6%となっています。

18歳未満全体では、「ある」と「疑いがある」いずれも4.8%となっています。

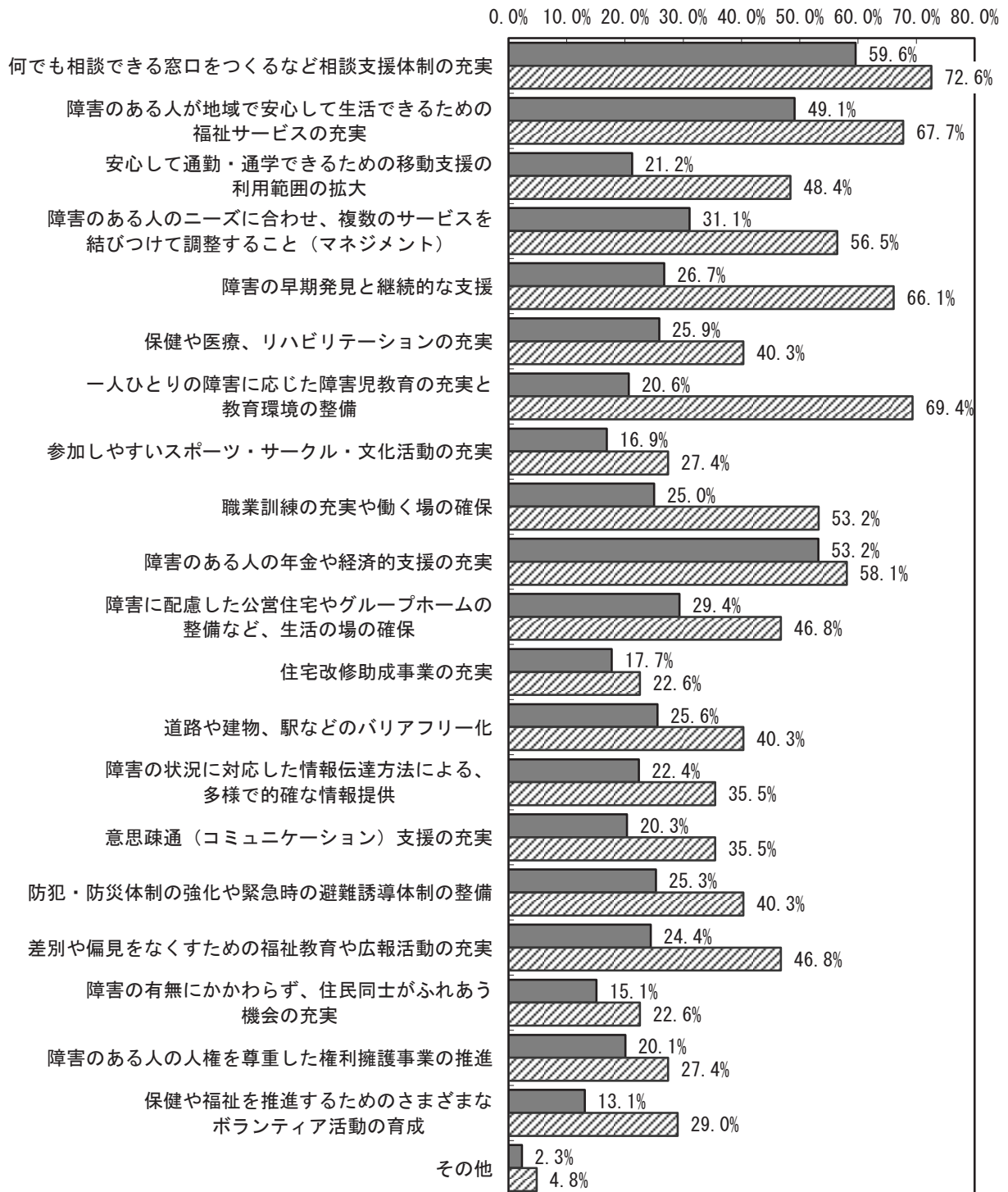
障害種別にみると、「ある」は精神障害が13.5%、知的障害が10.0%となっています。



◆障害者が暮らしやすいまちづくりのために重視すべきことはどのようなことですか。  
(複数回答)

18歳以上全体では、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談支援体制の充実」が59.6%と最も多く、次いで、「障害のある人の年金や経済的支援の充実」が53.2%、「障害のある人が地域で安心して生活できるための福祉サービスの充実」が49.1%となっています。

18歳未満全体では、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談支援体制の充実」が72.6%と最も多く、次いで、「一人ひとりの障害に応じた障害児教育の充実と教育環境の整備」が69.4%、「障害のある人が地域で安心して生活できるための福祉サービスの充実」が67.7%となっています。



■18歳以上全体 (N=344)

▣18歳未満全体 (N=62)

年齢別・障害種別で見ると、18～39歳と知的障害では、「障害に配慮した公営住宅やグループホームの整備など、生活の場の確保」が約5割となっています。

	18歳以上 全体 (N=344)	18～39歳 (N=75)	40～64歳 (N=118)	65歳以上 (N=144)	身体障害 (N=169)	知的障害 (N=80)	精神障害 (N=89)
何でも相談できる窓口をつくるなど相談支援体制の充実	59.6%	68.0%	64.4%	51.4%	55.0%	60.0%	67.4%
障害のある人が地域で安心して生活できるための福祉サービスの充実	49.1%	57.3%	53.4%	41.0%	43.8%	56.3%	52.8%
安心して通勤・通学できるための移動支援の利用範囲の拡大	21.2%	25.3%	28.8%	13.2%	19.5%	28.8%	22.5%
障害のある人のニーズに合わせ、複数のサービスを結びつけて調整すること（マネジメント）	31.1%	38.7%	39.8%	20.8%	26.0%	33.8%	<b>43.8%</b>
障害の早期発見と継続的な支援	26.7%	<b>41.3%</b>	28.0%	17.4%	18.9%	27.5%	<b>41.6%</b>
保健や医療、リハビリテーションの充実	25.9%	28.0%	25.4%	25.0%	26.0%	20.0%	29.2%
一人ひとりの障害に応じた障害児教育の充実と教育環境の整備	20.6%	<b>33.3%</b>	22.9%	11.8%	16.0%	<b>32.5%</b>	22.5%
参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充実	16.9%	<b>28.0%</b>	16.9%	11.1%	13.0%	<b>30.0%</b>	15.7%
職業訓練の充実や働く場の確保	25.0%	<b>42.7%</b>	31.4%	10.4%	17.2%	28.8%	<b>37.1%</b>
障害のある人の年金や経済的支援の充実	53.2%	<b>68.0%</b>	62.7%	37.5%	42.0%	61.3%	<b>68.5%</b>
障害に配慮した公営住宅やグループホームの整備など、生活の場の確保	29.4%	<b>48.0%</b>	39.0%	11.8%	20.7%	<b>51.3%</b>	29.2%
住宅改修助成事業の充実	17.7%	14.7%	21.2%	16.7%	20.1%	17.5%	14.6%
道路や建物、駅などのバリアフリー化	25.6%	22.7%	25.4%	27.8%	30.8%	17.5%	21.3%
障害の状況に対応した情報伝達方法による、多様な的確な情報提供意思疎通（コミュニケーション）支援の充実	22.4%	30.7%	29.7%	12.5%	18.3%	26.3%	28.1%
防犯・防災体制の強化や緊急時の避難誘導體制の整備	20.3%	<b>37.3%</b>	17.8%	13.9%	14.2%	28.8%	23.6%
防犯・防災体制の強化や緊急時の避難誘導體制の整備	25.3%	30.7%	25.4%	22.9%	24.3%	32.5%	20.2%
差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実	24.4%	<b>44.0%</b>	28.0%	11.1%	13.0%	<b>38.8%</b>	32.6%
障害の有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会の充実	15.1%	14.7%	17.8%	13.9%	13.6%	15.0%	21.3%
障害のある人の人権を尊重した権利擁護事業の推進	20.1%	29.3%	26.3%	9.7%	13.6%	22.5%	<b>34.8%</b>
保健や福祉を推進するためのさまざまなボランティア活動の育成	13.1%	17.3%	12.7%	11.1%	11.8%	15.0%	13.5%
その他	2.3%	4.0%	3.4%	0.7%	0.6%	5.0%	3.4%
有効回答数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの



## (2) 計画策定に向けた事業所アンケートの結果

### ① 調査の概要

計画の策定に向けて、障害福祉サービス事業所、障害児福祉サービス事業所、相談支援事業所の事業・活動の状況や本市の福祉施策、障害福祉サービスに対するご意見、次期計画に生かすべき点等を把握するために実施しました。

調査対象	市内の障害福祉サービス事業所	15事業所
	〃 障害児福祉サービス事業所	5事業所
	〃 相談支援事業所	5事業所
調査方法	記述式アンケート調査票の配布・回収	
調査期間	令和5年(2023年)8月	

### ② 主な結果

#### 《利用者からの依頼に対するサービス提供の有無》

	障害者	障害児	相談	計
サービス提供できなかったことがある	10	3	5	18
サービス提供できなかったことはない	3	2	0	5

#### 《利用者からの依頼に対して、サービス提供できなかったこと》(複数回答)

	障害者	障害児	相談	計
希望された日(時間帯)に利用が集中し、対応できなかった(夜間、休日など)	4	3	0	7
希望された日(時間帯)に事業所としてサービスが提供できなかった	1	1	0	2
事業所では対応できないケースだった(障害種別、障害程度などによる)	4	1	2	7
新規契約を受け入れる余裕がなかった(職員体制など)	5	1	5	11
利用目的がサービスの趣旨に合致しなかった	1	0	0	1
その他	1	0	0	1

《円滑に事業運営を進めていく上で、特に困難を感じる事》（複数回答）

	障害者	障害児	相談	計
専門職の確保が難しい	9	3	4	16
職員の人材育成が難しい	7	1	4	12
利用者の継続的な確保が難しい	4	2	0	6
利用者のニーズが把握しにくい	0	0	1	1
制度についての理解が進んでいない	4	0	1	5
施設・設備の改善が難しい	5	1	0	6
事務作業が多い	7	1	2	10
必要な情報が入手しにくい	0	1	1	2
市や事業所間の連携が十分でない	0	0	1	1
その他	0	1	2	3
特に困難を感じることはない	0	0	0	0

《人材確保にあたっての課題》

	障害者	障害児	相談	計
新規学卒者の確保が難しい	4	2	1	7
一定の技術を持つ人材の確保が難しい	8	2	4	14
夜間や朝夕など人材の確保が難しい時間帯がある	5	0	0	5
特定の職種の確保が難しい	3	3	3	9
転職や退職が多く人材の定着が難しい	1	1	0	2
その他	1	1	2	4
特になし	0	0	0	0

《人材定着・離職防止のために行っている取組》

	障害者	障害児	相談	計
個人の希望に配慮したシフト設定	10	4	3	17
スキルアップのための教育・研修の充実	8	4	1	13
スキルや年数に応じた昇給の仕組み	6	2	1	9
子育てや介護との両立支援	7	3	2	12
仕事のやりがいづくり	2	1	0	3
有給休暇を取得しやすい環境づくり	10	4	3	17
業務内容の見直し・労働時間の削減	5	3	1	9
介護ロボット・ICTなどの活用	0	0	0	0
悩みを相談しやすい職場づくり	8	3	4	15
その他	0	1	0	1
特に取り組んでいることはない	0	0	1	1

《事業所定員の増員や新規参入が進まない理由》

	障害者	障害児	相談	計
現状の規模を保つことができればよく、事業を拡大する意向がない	0	2	0	2
現状で利用者が確保できていないので、定員増や新規参入は難しい	2	0	0	2
事業の提供場所（土地や建物）の確保が困難である	6	2	1	9
職員の確保が困難である	11	3	3	17
報酬単価が低く、採算性に不安がある	7	4	5	16
報酬設定や許認可等の制約が大きい	4	1	2	7
その他	0	0	0	0

《事業者として柏原市に望むこと》

	障害者	障害児	相談	計
障害福祉に関する最新情報の提供	5	1	3	9
市の障害者向けサービスの情報提供	7	0	3	10
他の事業者に関する情報の提供	2	1	2	5
事業者に関する広報やPR	2	0	0	2
事業者間の連絡調整の支援	2	1	0	3
サービス従事者への研修	7	0	2	9
サービス事業者のための相談	4	0	3	7
利用者のための権利擁護の推進	4	0	2	6
処遇困難者への対応と支援	4	0	2	6
ボランティアやNPOの育成	1	0	0	1
その他	3	2	2	7
特になし	0	2	0	2

## 《主な自由記述》

- 日常生活用具の給付や交付について、物価の上昇に合わせて額を上げてほしい。
- 福祉サービスの種類、居宅介護、行動援護、移動支援等（土日祝日営業）、訓練等給付事業（就労支援）や短期入所（児・者）等の拡充を希望します。
- 受け入れ先、支援できる事業所が増えることで、緊急対応時等の支援が充実すると思います。
- 支援に従事するヘルパー養成講座を開催する等、福祉従業員を増やすような対策をお願いしたいと思います。
- 各福祉事業の拡充を図り、利用したい者が希望する福祉サービスをスムーズに受けられるようになることを希望します。
- 他市に比べて支給量が少ないと思うので、基準の変更とそれぞれの障害児の必要量を見直してほしい。
- 福祉計画を立案する上で事業拡大して事業所数を増やし、市内の障害者が安心して市内の事業所を利用できるようにするため、土地の無償貸与の制度化、借入制度の創設など法人が事業を取り組みやすくする施策の充実があればと思います。
- 精神障害の中でもアルコール依存、発達障害、その他特性により支援の内容が大きく異なることがあり、医療と密な連携、特化した支援を福祉サービス事業者が行える地域福祉の推進を要望します。
- 三障害に統一的な福祉が望まれますが、個別に対応することを基礎として計画を進めていくことが重要と考えます。

### (3) 計画策定に向けた団体アンケートの結果

#### ① 調査の概要

計画の策定に向けて、障害者関係団体の事業・活動の状況や、本市の福祉施策、障害福祉サービスに対するご意見、次期計画に生かすべき点等を把握するために実施しました。

調査対象	市内の障害者関係団体 4 団体
調査方法	記述式アンケート調査票の配布・回収
調査期間	令和 5 年(2023年) 9 月

#### ② 主な結果

##### 《日常生活で不安に感じていること、困っていること》

- 電車の電光掲示では、事故が起こった時、情報が聞こえません。便利なアプリもあるが高齢者は使えません。
- まだまだ精神障害者の理解が浸透していないので、不安を感じている。障害者というだけで偏見は少なからずあります。
- 親が亡くなった後が心配であり、子どものことをわかってくれる人たちに引き継いでもらい、生活できるようになってほしい。
- 日中活動は成長のためにも必要であると感じますが、手助けを求めるようなカードとかあると良いと思います。

##### 《団体活動等の課題》

- 高齢化が問題。
- 講座を開いても参加してもらえない。
- 自己主張、コミュニケーションがうまくできないため、相手の方にご迷惑をおかけしていないか不安に思います。

##### 《障害のある子どもの発達支援・障害児通所支援について》

- 土日祝にガイドヘルパー以外で利用できる所のシステムづくりを考えてほしい。
- 学校を卒業すると放課後等デイサービスがなくなるので、代わるものと考えてほしい。
- 通所施設に障害のある子どもが全員通えることができるだけの施設の数や人数は足りているのでしょうか。
- 幼少期に訓練に通えるところがあまりないので、大阪市内の専門の施設まで定期的に通っていて大変でした。そのような専門の病院、施設がほしい。
- 通所場所では仕事に対しての賃金が低いので補助があればと思います。
- 将来的にグループホームなど設立に市の補助などお願いしたいと思います。

### 《障害者の就労機会の拡大と就労定着、社会参加・体験について》

- 相談場所はあるが少ない、また、どこにあるか知られていません。
- 事業所ではいろいろと考えて頂いていると思いますが、もっと簡単に作業に取り組むために、支援員、支援体制をお願いします。
- 専門の職業訓練をしてくれる人を斡旋してほしい。
- 障害者が参加できるレクレーションなど試してほしい。
- 就労定着、社会参加、経験の機会、場づくりをもっと広げてほしい。

### 《生活環境づくり、災害など緊急時の支援体制づくりについて》

- 緊急時では、どこに障害者がいるのか把握することが必要であり、マップを作ると良いと思います。
- 災害時に障害者が避難するのは、他の人に迷惑がかかると思うので難しく感じます。災害などの緊急時に障害ある子どもと一緒に避難するのは、本人にストレスをかけることになり、また、周りに迷惑をかけるので無理です。
- 緊急時の避難場所は、自由に出入りができるように市も援助してほしい。幼児、児童、老人などと触れ合えるような環境があったら良いと思う。
- 地域ごとに緊急時の行動をまとめたパンフレットや支援員数確保をお願いしたい。
- 障害者でもわかるハザードマップを含む支援をお願いしたい。

### 《障害のある人への理解の促進について》

- 市民に向けて、障害者理解を求める講座を実施してほしい。
- まだまだ地域での障害のある人への理解は難しいようです。各学校教育でも授業の一時限でもよいので取り組みを実施してほしい。
- フリーマーケットは、一般の人と触れあえる場所なので、参加させてほしい。
- 障害者専用の病院などを作ってほしい。

### 《障害のある人に関わる相談支援体制、人材確保について》

- 人材は不足していると思います。施設のスタッフもなかなか長続きする人がいないようです。通所施設やグループホームの支援員の確保は施設だけに任せず、柏原市全体で人員確保に協力して率先できないでしょうか。
- 人材の確保はとても大変で今後人手不足がもっと深刻になると懸念されます。賃金を上げる、仕事を賃金で評価してもらえなどが必要だと思います。
- 人材育成に力を入れてほしい。
- 支援体制を今以上に力を入れてほしいです。

### 《福祉制度・サービスについて》

- 障害福祉サービスが少なく感じます。
- 福祉制度について市民に向けて広報をお願いします。
- 作業所や福祉施設はいずれも資金不足であり、市はもっと積極的に障害者でもできる職業斡旋や資金援助をしてほしい。
- 福祉制度など、もっと詳しく伝えてほしい。

## 《その他》

- 障害のことをもっと多くの人にわかるような取り組みをしてほしい。
- グループホームの数が少ないと感じます。
- 入所施設やグループホームの数は今後増えていくのでしょうか、事業所ごとではなく、柏原市として取り組んでほしい。
- 勤務先の実習を多く経験させてほしい。
- 土日も含めてショートステイの情報がほしい。
- 親亡き後、成人した子どもが安心して一人で暮らせるような日常になってほしい。
- 親のどちらかが亡くなったときは子どもと共に入所できるホームを希望します。

## 第3章 計画の基本的な考え方と成果目標

障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項に基づき、第7期障害福祉計画と第3期障害児福祉計画を一体的に策定します。

障害福祉計画は、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業に関する具体的な実施内容と見込量等を定めるものです。

また、障害児福祉計画は、障害や発達に課題のある児童を対象とする各種支援事業に関する具体的な実施内容と見込量等を定めるものです。

本計画で掲げる成果目標、活動指標（サービス見込量等）については、今までの利用実績を踏まえて設定しています。

### 1 基本的な考え方

#### (1) 国の基本指針

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定に向けて、令和5年(2023年)5月に国が示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下、「基本指針」とします。)の内容を概括すると、次のようになります。

##### ① 基本的理念

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保・定着
- 7 障害者の社会参加を支える取組定着

##### ② 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- 2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 5 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実
- 6 依存症対策の推進



### ③ 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 相談支援体制の充実・強化
- 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- 3 発達障害者等に対する支援
- 4 協議会の活性化

### ④ 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 地域支援体制の構築
- 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- 3 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- 4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- 5 障害児相談支援の提供体制の確保

## (2) 大阪府の基本的な考え方

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定に向けて、大阪府が令和5年(2023年)7月に示した「第7期市町村障がい福祉計画及び第3期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方」の内容を概括すると、次のようになります。

市町村においては、第5次大阪府障がい者計画（令和3年度(2021年度)～令和8年度(2026年度)）の基本理念、基本原則及び最重点施策を配慮の上、本計画を作成する。

### 第5次大阪府障がい者計画（令和3年度(2021年度)～令和8年度(2026年度)）

<b>基本理念</b>	すべての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり
<b>基本原則</b>	<ol style="list-style-type: none"><li>1 障がい者差別・虐待の防止、命と尊厳の保持</li><li>2 多様な主体の協働による地域づくり</li><li>3 あらゆる分野における大阪府全体の底上げ</li><li>4 合理的配慮によるバリアフリーの充実</li><li>5 真の共生社会・インクルーシブな社会の実現</li></ol>
<b>最重点施策</b>	<ol style="list-style-type: none"><li>1 入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進</li><li>2 障がい者の就労支援の強化</li><li>3 専門性の高い分野への支援の充実</li></ol>

## 2 成果目標

### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害者のうち、地域での生活を希望する人が安心して暮せるよう、社会資源の確保に努め、地域の支援体制を推進します。

区 分	目 標	備 考
地域生活への移行者数 (令和8年度(2026年度)未までの延べ数)	3人	<u>国の考え方</u> ・令和8年度(2026年度)末時点で、令和4年度(2022年度)末の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行する。 <u>大阪府の考え方</u> ・令和8年度(2026年度)未までに令和4年度(2022年度)末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
福祉施設入所者数の削減数 (令和8年度(2026年度)未までの延べ数)	1人	<u>国の考え方</u> ・令和8年度(2026年度)末時点で、令和4年度(2022年度)末の施設入所者数から5%以上削減する。 <u>大阪府の考え方</u> ・令和8年度(2026年度)未までに令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数から1.7%以上削減することを基本とする。

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるように、地域の保健、医療、福祉関係者が地域精神保健医療福祉の一体的な取組を推進し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に努めます。

区 分	目 標	備 考
精神病床における1年以上長期入院患者数	45人以下	<p><u>国の考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国が提示する推計式を用いて、令和8年度(2026年度)末の精神病床における65歳以上及び65歳未満ごとに1年以上長期入院患者数を目標値として設定する。</li> </ul> <p><u>大阪府の考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の推計式による目標とは異なる目標を設定する。</li> <li>・令和8年(2026年)6月末時点の1年以上の長期入院患者推計値8,193人を市町村で按分する。なお、65歳以上及び65歳未満の区分は設定しない。</li> </ul> <p><u>本市における設定方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府の目標に準じる。</li> </ul>

●成果目標の達成に向けた活動指標

項目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の年間開催回数(回)	2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数(人)	20	20	20
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の年間実施回数(回)	目標：関係機関の連携・地域課題の抽出		
	1	1	1
精神障害者の地域移行支援の月平均利用者数	0	0	0
精神障害者の地域定着支援の月平均利用者数	0	0	0
精神障害者の共同生活援助(グループホーム)の月平均利用者数	40	42	44
精神障害者の自立生活援助の月平均利用者数	0	0	0
精神障害者の自立訓練(生活訓練)の月平均利用者数	2	2	2

### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、居住支援のための機能(①相談、②グループホーム等体験の場、③緊急時の受け入れ対応、④専門的人材の確保、⑤地域の体制づくり)を、本市の実情に応じて整備し、障害児者の生活を地域全体で支える体制(拠点)を構築します。

本市では地域において上記機能を分担する「面的整備型」として体制整備を進めます。

区 分	目 標	備 考
地域生活支援拠点等の機能の充実	体制の構築 有	<u>国・大阪府の考え方</u> ・令和8年度(2026年度)末までの間、各市町村(複数市町村による共同整備も含む)において地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
	検証・検討 年1回以上	
強度行動障害を有する者に対する支援体制の充実	有	<u>国・大阪府の考え方</u> ・令和8年度(2026年度)末までに強度行動障がい者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めるため、下記の目標を設定する。 ・各市町村又は圏域において、強度行動障がい者の実情や求める支援サービス等に関する調査の実施 ・各圏域において、大阪府強度行動障がい地域連携モデル(令和4(2022年)年3月)を参考とした取組を実施 <u>本市における設定方法</u> ・国・大阪府の方向性に従い、支援体制の充実に取り組む。

#### ●成果目標の達成に向けた活動指標

指 標	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域生活支援拠点等の設置(か所)	1	1	1
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置(人)	1	1	1
地域生活支援拠点等の検証及び検討の実施(回)	1	1	1

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行や工賃の向上等は、生活の質の向上からも重要であることから、障害者への就労支援の取組を推進します。

区 分	目 標	備 考
一般就労への移行者数	就労移行支援事業等(全体) 13人 就労移行支援 4人 就労継続支援A型 6人 就労継続支援B型 3人	<u>国・大阪府の考え方</u> ・令和8年度(2026年度)中に、就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上とする。併せて、就労移行支援1.31倍以上、就労継続支援A型1.29倍以上、就労継続支援B型1.28倍以上とする。 <u>本市における設定方法</u> ・国・大阪府の方向性に従い、設定する。
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	6割以上	<u>国・大阪府の考え方</u> ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の6割以上とする。 <u>本市における設定方法</u> ・国・大阪府の方向性に従い、設定する。
一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者数	5人	<u>国・大阪府の考え方</u> ・就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度(2026年度)末の利用者数を令和3年度(2021年度)末実績の1.41倍以上とする。 <u>本市における設定方法</u> ・国・大阪府の方向性に従い、設定する。
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	2割5分以上	<u>国・大阪府の考え方</u> ・令和8年度(2026年度)の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とする。 <u>本市における設定方法</u> ・国・大阪府の方向性に従い、設定する。
就労支援部会の設置	有	<u>国・大阪府の考え方</u> ・全市町村において、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等を設けて取組を進めることとする。 <u>本市における設定方法</u> ・国・大阪府の方向性に従い、設定する。

区 分	目 標	備 考
就労継続支援（B型） 事業所における工賃の 平均額	16,700円	<u>国の考え方</u> ・区域内の就労継続支援B型事業所における工賃の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。 <u>大阪府の考え方</u> ・個々の就労継続支援B型事業所の工賃等を参考とし、大阪府自立支援協議会就労支援部会工賃向上計画の推進に関する専門委員会の意見を踏まえて、目的値を設定する。 <u>本市における設定方法</u> ・大阪府の方向性に従い、設定する。

## (5) 障害児支援の提供体制の整備等

### ① 重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

児童発達支援センターについては、利用環境の整備に努めます。

保育所等訪問支援については、訪問支援がスムーズに実施できるよう課題を整理し、支援の充実を図ります。

成果目標	目 標	備 考
児童発達支援センターの設置	1 か所	<p><u>国・大阪府の考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村（圏域でも可）が令和8年度（2026年度）末までに児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置することを基本とする。未設置の市町村においては、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することとする。</li> </ul> <p><u>本市における設定方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市又は圏域で1か所設置する。</li> </ul>
児童発達支援センター等を活用した障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	有	<p><u>国・大阪府の考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が主体的に保育所等訪問支援を提供できるよう、令和8年度（2026年度）末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に努めること。</li> </ul> <p><u>本市における設定方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府の方向性に従う。</li> </ul>



② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所について、これまでの利用実績や支援ニーズの把握に努めながら、体制整備に努めます。

成果目標	目 標	備 考
<p>主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保</p>	<p>児童発達支援 2か所  放課後等デイサービス 2か所</p>	<p><u>国の考え方</u> ・令和8年度(2026年度)末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。</p> <p><u>大阪府の考え方</u> ・市町村が目標値を設定する際には、大阪府が示す目標値を参考に設定すること。ただし、大阪府が示す参考値以上の事業所がすでに設置されている場合には、それ以上の事業所数を設定すること。</p> <p><u>本市における設定方法</u> ・各2か所設置する。</p>

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケアが必要な児童の支援を推進していくため、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の参画した協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置し、個々の医療的ケア児の発達段階に応じた支援を推進します。

成果目標	目 標	備 考
関係機関による連携・協議の場の設置	有	<u>国・大阪府の考え方</u> ・令和8年度(2026年度)末までに医療的ケアを要する重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場を、大阪府、各圏域、各市町村で設置することを基本とする。また、設置済みの市町村においては、心身状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう協議の場を活性化すること。また、令和8年度(2026年度)末までに、医療的ケア児等コーディネーターについて、福祉関係、医療関係各1名以上、地域の実情に応じて市町村に配置することを基本とする。
医療的ケア児等コーディネーターの配置	福祉関係1人 医療関係1人	<u>本市における設定方法</u> ・国・大阪府の方向性に従い、設置に取り組む。

●成果目標の達成に向けた活動指標

指 標	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
医療的ケア児等コーディネーター配置人数	福祉関係1人 医療関係1人	福祉関係1人 医療関係1人	福祉関係1人 医療関係1人

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援の提供体制の充実・強化にあたり、基幹相談支援センターを中心に障害種別にかかわらず、障害に関する相談をはじめとする権利擁護のために必要な援助を行います。

また、相談支援事業者の人材育成の支援を目的とした研修会等の実施や、障害者自立支援協議会と関係機関との連携を強化する専門的職員（コーディネーター業務を兼ねる。）を配置し、障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らせるために、地域支援体制の一層の充実を図ります。

区 分	目 標	備 考
地域の相談支援体制の充実・強化を図る体制の確保	基幹相談支援センターの設置有	<u>国の考え方</u> ・令和8年度(2026年度)までに、基幹相談支援センターを全ての市町村において設置（複数市町村による共同設置含む）するとともに、基幹相談支援センターが関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の充実・強化を図る体制を各市町村において確保する。
	地域の相談支援体制の充実・強化を図る体制の確保有	<u>大阪府の考え方</u> ・広域的な観点から、障がい者相談支援アドバイザーの派遣や市町村、基幹相談支援センター及び主任相談支援専門員等を対象とした好事例の発信、情報交換会等を行うことで、市町村の取組を促進する。 <u>本市における設定方法</u> ・相談支援体制の充実・強化を図る体制の確保。
協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組の実施及び取組を行うために必要な協議会の体制確保	有	<u>国・大阪府の考え方</u> ・令和8年度(2026年度)未までに、全ての市町村の協議会（複数市町村による共同設置含む）において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組がなされ、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。 <u>本市における設定方法</u> ・協議会の体制確保。

●成果目標の達成に向けた活動指標

指 標	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
基幹相談支援センターの設置	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の年間件数	12件	12件	12件
地域の相談支援事業者の人材育成の年間支援件数	12件	12件	12件
地域の相談機関との連携強化の取組の年間実施回数	12回	12回	12回
個別事例の支援内容の検証の年間実施回数	12回	12回	12回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施（開催回数）	12回	12回	12回
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施（事業所数）	6社	6社	6社
協議会の専門部会の設置（設置数）	4部会	4部会	4部会
協議会の専門部会の設置（開催回数）	26回	26回	26回

## (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の給付費に係る過誤請求（エラー）の多い項目等について、集団指導等の場で注意喚起を行います。

また、大阪府や府内の指定権限を有する市町村等と、指導監査における課題や対応策について協議するとともに適宜、情報を共有します。

区 分	目 標	備 考
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	集団指導等の場で情報共有する体制を構築する。	<u>国の考え方</u> ・令和8年度(2026年度)末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築。 <u>大阪府の考え方</u> ・報酬請求にかかる過誤調整等の事務を削減し、利用者への直接支援等の充実と適切な実施などにより運営基準等を遵守させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させるため、障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目について集団指導等の場で注意喚起を行う。 <u>本市における設定方法</u> ・国・大阪府の方向性に従い、効果的な方法で実施する。

### ●成果目標の達成に向けた活動指標

指 標	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障害福祉サービス等に係る各種研修の年間参加人数	50人	50人	50人	50人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	1回	1回	1回	1回
障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有（有無）	有	有	有	有
障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有（回数）	1回	1回	1回	1回

## 第4章 障害福祉サービス等の見込量と確保方策

### 1 障害福祉サービス

#### (1) 訪問系サービス

訪問系サービスとは、ホームヘルパー等が障害のある人の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うもので、次の5つのサービスになります。

##### ■居宅介護（ホームヘルプ）

障害のある人に居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。

##### ■重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害、若しくは精神障害により、行動上著しい困難があり常時介護を必要とする人に、居宅において入浴、食事等の介護や調理、掃除等の家事及び相談、助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。

##### ■同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難がある障害のある人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護など必要な援助を行うサービスです。

##### ■行動援護

知的障害又は精神障害により行動に著しい困難があり、常時介護を必要とする障害のある人について、行動する際の危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護など必要な援助を行うサービスです。

##### ■重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害のある人で、意思疎通を図ることに著しい支障があり、四肢の麻痺及び寝たきりの状態並びに知的障害又は精神障害により行動に著しい困難がある人に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供するサービスです。

## ■ サービスの取組状況

利用者数、利用時間ともに横ばい傾向で、全体的に計画値を下回っています。

居宅介護、重度訪問介護では、利用者数、利用時間ともに、いずれの年度もおおむね実績値が計画値を下回っています。一方、同行援護、行動援護では、利用者数、利用時間ともに、おおむね実績値が計画値を上回っています。

サービス種別			令和3年度（2021年度）		令和4年度（2022年度）		令和5年度（2023年度）	
			利用者数 （人/月）	利用時間 （時間/月）	利用者数 （人/月）	利用時間 （時間/月）	利用者数 （人/月）	利用時間 （時間/月）
身体障害者	居宅介護	計画値	33	544	35	577	38	627
		実績値	32	548	30	445	30	499
		達成率	97.0	100.7	85.7	77.1	78.9	79.6
	重度訪問介護	計画値	1	247	1	247	1	247
		実績値	1	127	1	136	1	150
		達成率	100.0	51.4	100.0	55.1	100.0	60.7
	同行援護	計画値	15	179	15	179	15	179
		実績値	20	285	20	306	20	336
		達成率	133.3	159.2	133.3	170.9	133.3	187.7
	行動援護	計画値						
		実績値						
		達成率						
	重度障害者等 包括支援	計画値	1	11	1	11	1	11
		実績値	0	0	0	0	0	0
		達成率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
知的障害者	居宅介護	計画値	22	240	22	240	22	240
		実績値	24	293	23	301	24	326
		達成率	109.1	122.1	104.5	125.4	109.1	135.8
	重度訪問介護	計画値	1	13	1	13	1	27
		実績値	1	1	0	0	0	0
		達成率	100.0	7.7	0.0	0.0	0.0	0.0
	同行援護	計画値						
		実績値						
		達成率						
	行動援護	計画値	16	424	16	424	17	451
		実績値	20	427	21	489	22	543
		達成率	125.0	100.7	131.3	115.3	129.4	120.4
	重度障害者等 包括支援	計画値	1	7	1	7	1	7
		実績値	0	0	0	0	0	0
		達成率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

※達成率は％  
※令和5年度(2023年度)は見込

サービス種別			令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
			利用者数 (人/月)	利用時間 (時間/月)	利用者数 (人/月)	利用時間 (時間/月)	利用者数 (人/月)	利用時間 (時間/月)
精神障害者	居宅介護	計画値	95	925	97	944	100	974
		実績値	79	825	68	696	67	627
		達成率	83.2	89.2	70.1	73.7	67.0	64.4
	重度訪問介護	計画値	1	30	1	30	1	30
		実績値	0	0	0	0	0	0
		達成率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	同行援護	計画値						
		実績値						
		達成率						
	行動援護	計画値	1	6	1	6	1	6
		実績値	0	0	0	0	0	0
		達成率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	重度障害者等 包括支援	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	0	0
		達成率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
障害児	居宅介護	計画値	1	4	1	4	1	4
		実績値	1	4	1	7	3	22
		達成率	100.0	100.0	100.0	175.0	300.0	550.0
	重度訪問介護	計画値						
		実績値						
		達成率						
	同行援護	計画値	1	17	1	17	1	17
		実績値	1	20	1	20	1	20
		達成率	100.0	117.6	100.0	117.6	100.0	117.6
	行動援護	計画値	4	75	4	75	4	75
		実績値	3	61	3	65	2	41
		達成率	75.0	81.3	75.0	86.7	50.0	54.7
	重度障害者等 包括支援	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	0	0
		達成率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	居宅介護	計画値	151	1,713	155	1,765	161	1,845
		実績値	136	1,670	122	1,449	124	1,474
		達成率	90.1	97.5	78.7	82.1	77.0	79.9
	重度訪問介護	計画値	3	290	3	290	3	304
		実績値	2	128	1	136	1	150
		達成率	66.7	44.1	33.3	46.9	33.3	49.3
	同行援護	計画値	16	196	16	196	16	196
		実績値	21	305	21	326	21	356
		達成率	131.3	155.6	131.3	166.3	131.3	181.6
	行動援護	計画値	21	505	21	505	22	532
		実績値	23	488	24	554	24	584
		達成率	109.5	96.6	114.3	109.7	109.1	109.8
	重度障害者等 包括支援	計画値	4	20	4	20	4	20
		実績値	0	0	0	0	0	0
		達成率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計	計画値	195	2,724	199	2,776	206	2,897	
	実績値	182	2,591	168	2,465	170	2,564	
	達成率	93.3	95.1	84.4	88.8	82.5	88.5	

※達成率は%  
※令和5年度(2023年度)は見込



## ■ 見込量算出の考え方と確保の方策

第7期計画中的見込量については、令和5年度（2023年度）までの訪問系サービスの利用実績等を勘案して見込みました。

訪問系サービスは、施設入所者や入院中の精神障害のある人の地域生活移行を促進する上で重要なサービスであることから、量的な拡大とともに、障害特性に応じた質的な向上に努めます。

サービス種別		令和6年度（2024年度）		令和7年度（2025年度）		令和8年度（2026年度）	
		利用者数 （人/月）	利用時間 （時間/月）	利用者数 （人/月）	利用時間 （時間/月）	利用者数 （人/月）	利用時間 （時間/月）
身体障害者	居宅介護	30	510	30	520	30	530
	重度訪問介護	1	161	1	173	1	184
	同行援護	20	360	20	360	20	360
	行動援護						
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
知的障害者	居宅介護	24	340	24	350	24	360
	重度訪問介護	0	0	0	0	0	0
	同行援護						
	行動援護	23	567	24	591	25	615
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
精神障害者	居宅介護	67	670	67	670	67	670
	重度訪問介護	0	0	0	0	0	0
	同行援護						
	行動援護	0	0	0	0	0	0
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
障害児	居宅介護	3	22	3	22	3	22
	重度訪問介護						
	同行援護	1	20	1	20	1	20
	行動援護	2	41	2	41	2	41
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
合計	居宅介護	124	1,542	124	1,562	124	1,582
	重度訪問介護	1	161	1	173	1	184
	同行援護	21	380	21	380	21	380
	行動援護	25	608	26	632	27	656
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
計		171	2,691	172	2,747	173	2,802

## (2) 短期入所

居宅において介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障害のある人を施設に短期間入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護等の支援を行うサービスです。

### ■ サービスの取組状況

令和4年度(2022年度)以降、利用者数はおおむね計画通りですが、利用日数は実績値が計画値を上回っています。

サービス種別			令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)	
			利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
短期入所	身体障害者	計画値	4	28	4	28	4	28
		実績値	5	23	6	40	8	49
		達成率	125.0	82.1	150.0	142.9	200.0	175.0
	知的障害者	計画値	28	133	30	142	31	147
		実績値	23	124	27	152	28	149
		達成率	82.1	93.2	90.0	107.0	90.3	101.4
	精神障害者	計画値	1	8	1	8	1	8
		実績値	2	10	2	7	2	19
		達成率	200.0	125.0	200.0	87.5	200.0	237.5
	障害児	計画値	4	16	4	16	4	16
		実績値	1	2	4	19	3	10
		達成率	25.0	12.5	100.0	118.8	75.0	62.5
計		計画値	37	185	39	194	40	199
		実績値	31	159	39	218	41	227
		達成率	83.8	85.9	100.0	112.4	102.5	114.1

※達成率は%  
※令和5年度(2023年度)は見込

## ■ 見込量算出の考え方と確保の方策

第7期計画中的の見込量については、令和5年度（2023年度）までのサービスの利用実績等を勘案して見込みました。

短期入所は緊急時や介護者のレスパイトの面から重要なサービスとなり、今後における利用ニーズも高いため、サービス事業者と連携を図りながら提供体制の確保に努めます。

サービス種別		令和6年度（2024年度）		令和7年度（2025年度）		令和8年度（2026年度）	
		利用者数 （人/月）	利用日数 （人日/月）	利用者数 （人/月）	利用日数 （人日/月）	利用者数 （人/月）	利用日数 （人日/月）
短期入所	身体障害者	10	64	10	64	10	64
	知的障害者	29	153	30	157	31	161
	精神障害者	2	14	2	14	2	14
	障害児	4	16	4	16	4	16
計		45	247	46	251	47	255

### (3) 日中活動系サービス

#### ① 生活介護

障害支援区分が一定以上の常時介護を必要とする障害のある人について、障害者支援施設等で主として昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他の身体機能又は生活能力の向上のための援助を行うサービスです。

#### ■ サービスの取組状況

利用者数はおおむね計画通り、利用日数は増加傾向となっています。

サービス種別			令和3年度（2021年度）		令和4年度（2022年度）		令和5年度（2023年度）	
			利用者数 （人/月）	利用日数 （人日/月）	利用者数 （人/月）	利用日数 （人日/月）	利用者数 （人/月）	利用日数 （人日/月）
生活介護	身体障害者	計画値	37	630	38	647	39	664
		実績値	42	743	41	715	40	729
		達成率	113.5	117.9	107.9	110.5	102.6	109.8
	知的障害者	計画値	103	2,037	106	2,096	108	2,136
		実績値	103	2,105	104	2,152	105	2,157
		達成率	100.0	103.3	98.1	102.7	97.2	101.0
	精神障害者	計画値	7	91	8	104	8	104
		実績値	7	80	7	74	10	106
		達成率	100.0	87.9	87.5	71.2	125.0	101.9
計	計画値	147	2,758	152	2,847	155	2,904	
	実績値	152	2,928	152	2,941	155	2,992	
	達成率	103.4	106.2	100.0	103.3	100.0	103.0	

※達成率は％  
※令和5年度(2023年度)は見込

#### ■ 見込量算出の考え方と確保の方策

第7期計画中の見込量については、令和5年度(2023年度)までのサービスの利用実績等を勘案して見込みました。

今後も利用ニーズが増加することが見込まれるため、サービス事業所をはじめ大阪府や近隣市とも連携しながら提供体制の確保に努めます。

サービス種別			令和6年度（2024年度）		令和7年度（2025年度）		令和8年度（2026年度）	
			利用者数 （人/月）	利用日数 （人日/月）	利用者数 （人/月）	利用日数 （人日/月）	利用者数 （人/月）	利用日数 （人日/月）
生活介護	身体障害者	39	715	38	708	37	701	
	知的障害者	106	2,177	107	2,197	108	2,217	
	精神障害者	10	106	10	106	10	106	
計			155	2,998	155	3,011	155	3,024

## ② 自立訓練

自立訓練には機能訓練と生活訓練があり、機能訓練は身体障害のある人や難病のある人に、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション等の必要な支援を行うサービスです。

また、生活訓練は知的障害のある人や精神障害のある人に、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、入浴、排せつ及び食事等の日常生活に必要な訓練その他の必要な支援を行うサービスです。

### ■ サービスの取組状況

利用者数、利用日数は増減がみられますが、いずれも計画値を上回っています。

サービス種別			令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
			利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
機能訓練	身体障害者	計画値	1	19	1	19	1	19
		実績値	1	5	1	8	1	20
		達成率	100.0	26.3	100.0	42.1	100.0	105.3
生活訓練	知的障害者	計画値	2	29	2	29	2	29
		実績値	4	72	9	184	6	124
		達成率	200.0	248.3	450.0	634.5	300.0	427.6
	精神障害者	計画値	1	11	1	11	1	11
		実績値	2	48	2	34	2	34
		達成率	200.0	436.4	200.0	309.1	200.0	309.1
計		計画値	4	59	4	59	4	59
		実績値	7	125	12	226	9	178
		達成率	175.0	211.9	300.0	383.1	225.0	301.7

※達成率は％  
※令和5年度(2023年度)は見込

### ■ 見込量算出の考え方と確保の方策

第7期計画中の見込量については、令和5年度(2023年度)までのサービスの利用実績等を勘案して見込みました。

自立訓練は地域移行に向け身体能力・生活能力の維持・向上を図る重要なサービスですが、サービス提供できる事業所等が限られていることから、大阪府や近隣市と連携しながら提供体制の確保に努めます。

サービス種別			令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
			利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
機能訓練	身体障害者	1	20	1	20	1	20	
生活訓練	知的障害者	6	124	6	124	6	124	
	精神障害者	2	34	2	34	2	34	
計		9	178	9	178	9	178	

### ③ 就労移行支援

就労を希望する障害のある人に、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動や就職後における職場定着のための相談等の必要な支援を行うサービスです。

#### ■ サービスの取組状況

利用者数は横ばいから増加していますが、計画値を下回っています。一方、利用日数は令和4年度（2022年度）で減少していますが、令和3年度（2021年度）、令和5年度（2023年度）では計画値を上回っています。

サービス種別			令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
			利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
就労移行支援	身体障害者	計画値	2	17	3	26	3	26
		実績値	1	19	1	4	2	18
		達成率	50.0	111.8	33.3	15.4	66.7	69.2
	知的障害者	計画値	4	62	5	78	5	78
		実績値	5	103	5	74	8	153
		達成率	125.0	166.1	100.0	94.9	160.0	196.2
	精神障害者	計画値	15	174	17	197	19	220
		実績値	12	211	12	191	13	207
		達成率	80.0	121.3	70.6	97.0	68.4	94.1
計		計画値	21	253	25	301	27	324
		実績値	18	333	18	269	23	378
		達成率	85.7	131.6	72.0	89.4	85.2	116.7

※達成率は％  
※令和5年度(2023年度)は見込

## ■ 見込量算出の考え方と確保の方策

第7期計画中的の見込量については、令和5年度(2023年度)までのサービスの利用実績等を勘案して見込みました。

就労移行支援事業に参入意向がある事業所や、大阪府や近隣市と連携しながら提供体制の確保に努めます。

また、一般就労への環境を整えるため、地域自立支援協議会、公共職業安定所、大阪府障害者職業センター、八尾・柏原障害者就業・生活支援センター、柏原市商工会等と連携して、一般企業への啓発や働きかけに努めます。

サービス種別		令和6年度(2024年度)		令和7年度(2025年度)		令和8年度(2026年度)	
		利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
就労移行支援	身体障害者	3	20	3	20	3	20
	知的障害者	5	100	5	100	5	100
	精神障害者	14	224	14	224	14	224
計		22	344	22	344	22	344

#### ④ 就労継続支援（A型・B型）

就労継続支援には、A型とB型があります。

A型は通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に、雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

B型は障害のある人のうち、年齢、心身の状態その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難な人、就労移行支援によっても通常の事業所に就労できなかった人等に生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

#### ■ サービスの取組状況

就労継続支援（A型）については、利用者数、利用日数ともに増減が見られますが、実績値が計画値を上回っています。生活保護者や生活困窮者等への就労支援による利用者の増加によるものが要因と考えられます。

就労継続支援（B型）については、利用者数、利用日数ともに増加傾向で、実績値が計画値を上回っています。

サービス種別			令和3年度（2021年度）		令和4年度（2022年度）		令和5年度（2023年度）	
			利用者数 （人/月）	利用日数 （人日/月）	利用者数 （人/月）	利用日数 （人日/月）	利用者数 （人/月）	利用日数 （人日/月）
就労継続支援 （A型）	身体障害者	計画値	15	280	15	280	15	280
		実績値	22	428	25	477	25	491
		達成率	146.7	152.9	166.7	170.4	166.7	175.4
	知的障害者	計画値	28	523	30	560	31	579
		実績値	28	523	30	545	29	520
		達成率	100.0	100.0	100.0	97.3	93.5	89.8
	精神障害者	計画値	59	968	62	1,017	64	1,050
		実績値	62	1,009	66	1,067	60	970
		達成率	105.1	104.2	106.5	104.9	93.8	92.4
計	計画値	102	1,771	107	1,857	110	1,909	
	実績値	112	1,960	121	2,089	114	1,981	
	達成率	109.8	110.7	113.1	112.5	103.6	103.8	
就労継続支援 （B型）	身体障害者	計画値	18	270	19	285	21	315
		実績値	20	328	23	377	28	443
		達成率	111.1	121.5	121.1	132.3	133.3	140.6
	知的障害者	計画値	57	1,040	59	1,077	61	1,113
		実績値	64	1,161	63	1,084	62	1,137
		達成率	112.3	111.6	106.8	100.6	101.6	102.2
	精神障害者	計画値	62	625	64	645	66	666
		実績値	60	691	71	847	82	1,062
		達成率	96.8	110.6	110.9	131.3	124.2	159.5
計	計画値	137	1,935	142	2,007	148	2,094	
	実績値	144	2,180	157	2,308	172	2,642	
	達成率	105.1	112.7	110.6	115.0	116.2	126.2	

※達成率は％  
※令和5年度(2023年度)は見込



## ■ 見込量算出の考え方と確保の方策

第7期計画中的の見込量については、令和5年度(2023年度)までのサービスの利用実績等を勘案して見込みました。

就労に向けた訓練の場や日中活動の場として、今後も利用ニーズが増加すると見込まれることから、サービス事業所と連携を図りながら、質の向上と提供体制の確保に努めます。

サービス種別		令和6年度(2024年度)		令和7年度(2025年度)		令和8年度(2026年度)	
		利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
就労継続支 援 (A型)	身体障害者	27	529	29	560	30	592
	知的障害者	31	525	31	525	31	525
	精神障害者	61	986	62	1,002	63	1,018
計		119	2,040	122	2,087	124	2,135
就労継続支 援 (B型)	身体障害者	30	460	32	480	34	500
	知的障害者	61	1,104	60	1,092	59	1,080
	精神障害者	87	1,131	92	1,196	97	1,261
計		178	2,695	184	2,768	190	2,841

### ⑤ 就労選択支援

障害のある人が就労先・働き方について、よりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して本人の希望、就労能力や適性に合った選択を支援するものです。

## ■ 見込量算出の考え方と確保の方策

令和7年度(2025年度)からの新規サービスとなります。

情報収集に努めながら、サービスの利用を進めていきます。

サービス種別	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
	利用者数(人/月)	利用者数(人/月)	利用者数(人/月)
就労選択支援	—	30	30

## ⑥ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害のある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係者等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

### ■ サービスの取り組み状況

就労定着支援については、就労移行支援を利用後、一般就労につながらないケースもあり、利用者数は横ばいで計画値を下回っています。

サービス種別			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
			利用者数(人/月)	利用者数(人/月)	利用者数(人/月)
就労定着支援	身体障害者	計画値	1	1	1
		実績値	0	1	1
		達成率	0.0	100.0	100.0
	知的障害者	計画値	3	4	4
		実績値	1	2	2
		達成率	33.3	50.0	50.0
	精神障害者	計画値	1	2	2
		実績値	2	0	1
		達成率	200.0	0.0	50.0
計		計画値	5	7	7
		実績値	3	3	4
		達成率	60.0	42.9	57.1

※達成率は%  
※令和5年度(2023年度)は見込

### ■ 見込量算出の考え方と確保の方策

第7期計画中の見込量については、令和5年度(2023年度)までのサービスの利用実績等を勘案して見込みました。

サービス事業所と連携を図りながら、質の向上と提供体制の確保に努めます。

サービス種別	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
	利用者数(人/月)	利用者数(人/月)	利用者数(人/月)
就労定着支援	5	5	5

## ⑦ 療養介護

障害のある人で常時、医療と介護を要する人について、主に昼間、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下、介護及び日常生活の世話等の支援を行うサービスです。

### ■ サービスの取組状況

利用者数は令和4年度(2022年度)以降、計画値を下回っています。

サービス種別		令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
		利用者数(人/月)	利用者数(人/月)	利用者数(人/月)
療養介護	計画値	3	3	3
	実績値	3	2	2
	達成率	100.0	66.7	66.7

※達成率は％  
※令和5年度(2023年度)は見込

### ■ 見込量算出の考え方と確保の方策

第7期計画中的見込量については、令和5年度(2023年度)までのサービスの利用実績等を勘案して見込みました。

サービス種別	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
	利用者数(人/月)	利用者数(人/月)	利用者数(人/月)
療養介護	2	2	2

## (4) 居住系サービス

### ① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害のある人で一人暮らしを希望する人などに対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好か、などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

#### ■ サービスの取組状況

障害者支援施設やグループホーム等の利用者が一人暮らしをするケースがなかったため、自立生活援助の実績はありませんでした。

サービス種別		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）
		利用者数（人/月）	利用者数（人/月）	利用者数（人/月）
自立生活援助	身体障害者	計画値	1	1
		実績値	0	0
		達成率	0.0	0.0
	知的障害者	計画値	1	1
		実績値	0	0
		達成率	0.0	0.0
	精神障害者	計画値	1	1
		実績値	0	0
		達成率	0.0	0.0
計	計画値	3	3	
	実績値	0	0	
	達成率	0.0	0.0	

※達成率は％  
※令和5年度(2023年度)は見込

#### ■ 見込量算出の考え方と確保の方策

第7期計画中の見込量については、令和5年度(2023年度)までのサービスの利用実績等を勘案して見込みました。

サービス種別		令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
		利用者数（人/月）	利用者数（人/月）	利用者数（人/月）
自立生活援助	身体障害者	0	0	0
	知的障害者	0	0	0
	精神障害者	0	0	0
計		0	0	0

## ② 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住宅に入居している障害のある人に、主に夜間において、その住居で行われる入浴、排せつ又は食事の介護等の必要な支援を行うサービスです。

### ■ サービスの取組状況

利用者数はおおむね計画通り、増加傾向で推移しています。

サービス種別			令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）
			利用者数（人/月）	利用者数（人/月）	利用者数（人/月）
共同生活援助	身体障害者	計画値	5	6	7
		実績値	6	7	8
		達成率	120.0	116.7	114.3
	知的障害者	計画値	75	85	95
		実績値	69	76	79
		達成率	92.0	89.4	83.2
	精神障害者	計画値	18	20	22
		実績値	27	34	38
		達成率	150.0	170.0	172.7
計		計画値	98	111	124
		実績値	102	117	125
		達成率	104.1	105.4	100.8

※達成率は％  
※令和5年度(2023年度)は見込

### ■ 見込量算出の考え方と確保の方策

第7期計画中の見込量については、令和5年度(2023年度)までのサービスの利用実績等を勘案して見込みました。

グループホームは、障害のある人が地域生活へ移行する上で居住の場となる重要なサービスです。地域生活への移行を推進する中で、今後も利用ニーズが増加すると見込まれることから、地域住民の理解を促進しながら事業者の参入促進に努めます。

サービス種別			令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
			利用者数（人/月）	利用者数（人/月）	利用者数（人/月）
共同生活援助	身体障害者		9	10	11
	知的障害者		82	85	88
	精神障害者		40	42	44
計			131	137	143

### ③ 施設入所支援

施設に入所する障害のある人に、主に夜間において、入浴、排せつ又は食事等の介護、生活等に関する相談その他必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

#### ■ サービスの取組状況

利用者数は増減が見られますが、計画値を上回っています。

サービス種別			令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）
			利用者数（人/月）	利用者数（人/月）	利用者数（人/月）
施設入所支援	身体障害者	計画値	10	10	10
		実績値	11	11	10
		達成率	110.0	110.0	100.0
	知的障害者	計画値	24	23	22
		実績値	25	26	24
		達成率	104.2	113.0	109.1
	精神障害者	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
		達成率	0.0	0.0	0.0
計		計画値	35	34	33
		実績値	36	37	34
		達成率	102.9	108.8	103.0

※達成率は％  
※令和5年度(2023年度)は見込

#### ■ 見込量算出の考え方と確保の方策

第7期計画中の見込量については、令和5年度(2023年度)までのサービスの利用実績等を勘案して見込みました。

サービス種別			令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
			利用者数（人/月）	利用者数（人/月）	利用者数（人/月）
施設入所支援	身体障害者		10	10	10
	知的障害者		24	24	24
	精神障害者		0	0	0
計			34	34	34

## (5) 相談支援

相談支援とは、障害のある人、障害のある児童の保護者又は障害のある人の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

### ■計画相談支援

支給決定を受けた障害のある人又はその保護者が、対象となる障害福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障害のある人の心身の状況や置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事業などを勘案し、サービス等利用計画を作成するものです。

### ■地域移行支援

障害者支援施設等に入所している人、又は入院している精神障害のある人を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、サービス提供事業所への同行支援等を行うものです。

### ■地域定着支援

施設や病院から地域生活へ移行した人や、家族との同居から一人暮らしに移行した障害のある人などに対し、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談や対応を行うものです。

## ■ サービスの取組状況

計画相談支援は、利用者数を増加で見込んでいましたが減少傾向となっており、実績値が計画値を下回っています。

地域移行支援、地域定着支援については、計画値を設定していますが利用実績がありませんでした。

サービス種別			令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）
			利用者数（人/月）	利用者数（人/月）	利用者数（人/月）
計画相談支援	身体障害者	計画値	21	23	24
		実績値	18	16	17
		達成率	85.7	69.6	70.8
	知的障害者	計画値	66	72	77
		実績値	61	59	58
		達成率	92.4	81.9	75.3
	精神障害者	計画値	72	80	87
		実績値	57	55	55
		達成率	79.2	68.8	63.2
	障害児	計画値	30	33	35
		実績値	34	23	23
		達成率	113.3	69.7	65.7
計		計画値	189	208	223
		実績値	170	153	153
		達成率	89.9	73.6	68.6
地域移行支援	身体障害者	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
		達成率	0.0	0.0	0.0
	知的障害者	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
		達成率	0.0	0.0	0.0
	精神障害者	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
		達成率	0.0	0.0	0.0
計		計画値	3	3	3
		実績値	0	0	0
		達成率	0.0	0.0	0.0
地域定着支援	身体障害者	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
		達成率	0.0	0.0	0.0
	知的障害者	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
		達成率	0.0	0.0	0.0
	精神障害者	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
		達成率	0.0	0.0	0.0
計		計画値	3	3	3
		実績値	0	0	0
		達成率	0.0	0.0	0.0

※達成率は%  
※令和5年度(2023年度)は見込



## ■ 見込量算出の考え方と確保の方策

第7期計画中的の見込量については、令和5年度(2023年度)までのサービスの利用実績等を勘案して見込みました。

計画相談支援の利用ニーズは今後も増加すると見込まれるため、市内事業所などに対してサービスへの参入を促進するなど、提供体制の確保に努めます。

サービス種別		令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
		利用者数(人/月)	利用者数(人/月)	利用者数(人/月)
計画相談支援	身体障害者	18	18	18
	知的障害者	61	61	61
	精神障害者	57	57	57
	障害児	0	0	0
計		136	136	136
地域移行支援	身体障害者	0	0	0
	知的障害者	0	0	0
	精神障害者	0	0	0
計		0	0	0
地域定着支援	身体障害者	0	0	0
	知的障害者	0	0	0
	精神障害者	0	0	0
計		0	0	0

## 2 地域生活支援事業

### (1) 必須事業

地域生活支援事業は、市町村が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟にサービスを実施する事業ですが、生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、ガイドヘルパーの派遣などの特に日常生活に欠かせないサービスについては「必須事業」として必ず実施することとされています。さらに、市町村が自主的に取り組む「任意事業」を組み合わせることによって、効果的なサービスを提供するものです。

#### ① 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害や障害のある人の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化するものです。

#### ■ サービスの取組状況

市民に対する理解や認識を深めるとともに、人権尊重の意識を醸成するため、柏原市障害者基幹相談支援センターでの活動をはじめ、広報誌や講演会の開催等を通じて実施しています。

#### ■ 見込量算出の考え方と確保の方策

当事者やボランティア、地域組織等の幅広い参加・協力を得ながら、障害の有無によって分け隔てられることなく、個々の人権と個性を尊重し合える、地域共生社会の実現に向けた市民の意識醸成や障害者差別解消法の周知啓発など、障害や障害のある人に対する市民の理解促進につながる取組を推進します。

また、福祉と教育の連携により、家庭や学校、地域における福祉教育を充実し、ノーマライゼーション、インクルージョンの理念の定着を促進します。

サービス種別	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
理解促進研修・啓発事業	有	有	有

## ② 自発的活動支援事業

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援するものです。

### ■ サービスの取組状況

柏原市立自立支援センターにおけるサロン活動など、障害のある人やその家族との交流を通じた自立促進を図っています。

### ■ 見込量算出の考え方と確保の方策

障害のある人やその家族などが互いの悩みを共有したり、情報交換のできる交流会を支援する「ピアサポート」活動や災害対策活動、見守り活動、障害のある人などに対するボランティアの養成や活動支援などの自発的活動に対する効果的な事業の実施を検討します。

サービス種別	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
自発的活動支援事業	有	有	有

### ③ 相談支援事業

障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援するものです。

#### ■ サービスの取組状況

市内の計画相談支援事業所に委託し、自立支援協議会などを通じて市や事業所同士の連携を深め、相談支援体制を整えています。

サービス種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
		事業所数(か所)	事業所数(か所)	事業所数(か所)
障害者相談支援事業	計画値	4	4	4
	実績値	4	4	4
	達成率	100.0	100.0	100.0
基幹相談支援センター	計画値	有	有	有
	実績値	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	計画値	有	有	有
	実績値	有	有	有
住宅入居等支援事業	計画値	無	無	無
	実績値	無	無	無

※達成率は％  
※令和5年度(2023年度)は見込

#### ■ 見込量算出の考え方と確保の方策

障害者相談支援事業については、障害種別(身体・知的・精神・障害児)に応じて、4か所の計画相談支援事業所に委託し、すべての障害特性に対応できるよう充実を図ります。

(内1か所は基幹相談支援センターに委託しています。)

サービス種別	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
	事業所数(か所)	事業所数(か所)	事業所数(か所)
障害者相談支援事業	4	4	4
基幹相談支援センター	有	有	有
基幹相談支援センター等機能 強化事業	有	有	有
住宅入居等支援事業	無	無	無

#### ④ 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度利用支援事業は、障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害のある人又は精神障害のある人に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行うものです。

成年後見制度法人後見支援事業は、法人後見実施のための研修や法人後見の適正な活動のための支援など、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制づくりを進めるものです。

##### ■ サービスの取組状況

成年後見制度利用支援事業の利用者数は、令和4年度（2022年度）、令和5年度（2023年度）では3人となって、計画値を上回っています。

サービス種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
		利用者数（人/月）	利用者数（人/月）	利用者数（人/月）
成年後見制度利用 支援事業	計画値	2	2	2
	実績値	2	3	3
	達成率	100.0	150.0	150.0

※達成率は％  
※令和5年度(2023年度)は見込

##### ■ 見込量算出の考え方と確保の方策

第7期計画中的見込量については、令和5年度（2023年度）までのサービスの利用実績等を勘案して見込みました。

今後、障害のある人の高齢化の進展や認知症高齢者が増加すると見込まれ、当該サービスが重要となってくることから、制度の周知や利用促進を図ります。

サービス種別	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
成年後見制度利用支援事業	5	5	5
成年後見制度法人後見支援事業	有	有	有

## ⑤ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害によって、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援等を行うものです。

### ■ サービスの取組状況

手話通訳者派遣事業の実績値は、おおむね計画値を上回っています。要約筆記者派遣事業では、計画値を大きく上回っています。

サービス種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
手話通訳者設置事業 (人)	計画値	2	2	2	
	実績値	2	2	2	
	達成率	100.0	100.0	100.0	
手話通訳者派遣事業	延利用件数 (件)	計画値	280	270	260
		実績値	343	395	330
		達成率	122.5	146.3	126.9
	延利用時間 (時間)	計画値	700	680	660
		実績値	693	860	672
		達成率	99.0	126.5	101.8
要約筆記者派遣事業	延利用件数 (件)	計画値	30	30	30
		実績値	89	107	84
		達成率	296.7	356.7	280.0
	延利用時間 (時間)	計画値	148	148	148
		実績値	166	240	203
		達成率	112.2	162.2	137.2

※達成率は%  
※令和5年度(2023年度)は見込

### ■ 見込量算出の考え方と確保の方策

第7期計画中の見込量については、令和5年度(2023年度)までのサービスの利用実績等を勘案して見込みました。

必要な手話通訳者、要約筆記者を継続して確保し、提供体制の確保に努めます。

サービス種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
手話通訳者設置事業 (人)		2	2	2
手話通訳者派遣事業	延利用件数 (件/年)	340	350	360
	延利用時間 (時間/年)	680	700	720
要約筆記者派遣事業	延利用件数 (件/年)	93	93	93
	延利用時間 (時間/年)	203	203	203

## ⑥ 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある人へ情報保障を行い、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするものです。

### ■ サービスの取組状況

手話奉仕員の養成は、計画値を大きく上回っています。

サービス種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
手話奉仕員養成研修事業 (人)	計画値	20	20	20
	実績値	33	25	29
	達成率	165.0	125.0	145.0

※達成率は％  
※令和5年度(2023年度)は見込

### ■ 見込量算出の考え方と確保の方策

第7期計画中の見込量については、令和5年度(2023年度)までのサービスの利用実績等を勘案して見込みました。

養成講座の案内を広報誌やホームページに掲載するなどして周知し、研修への参加者の増加に努めます。

サービス種別	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
手話奉仕員養成研修事業(人)	25	23	21

## ⑦ 日常生活用具給付等事業

障害のある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行うものです。

### ■介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなど身体介護を支援する用具や、障害のある児童が訓練に用いる椅子など

### ■自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、入浴、食事、移動など自立生活を支援する用具

### ■在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や視覚障害者用体温計などの在宅療養等を支援する用具

### ■情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭などの情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具

### ■排泄管理支援用具

ストマ用器具などの排せつ管理を支援する衛生用品

### ■居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

居宅生活活動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの



## ■ サービスの取組状況

在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具は、実績値が計画値を上回っています。

サービス種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
		給付件数	給付件数	給付件数
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	計画値	5	5
		実績値	3	3
		達成率	60.0	60.0
	自立生活支援用具	計画値	16	16
		実績値	7	6
		達成率	43.8	37.5
	在宅療養等支援用具	計画値	3	3
		実績値	10	7
		達成率	333.3	233.3
	情報・意思疎通支援用具	計画値	5	5
		実績値	10	14
		達成率	200.0	280.0
	排泄管理支援用具	計画値	1,435	1,435
		実績値	1,711	1,502
		達成率	119.2	104.7
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	計画値	4	4
		実績値	3	0
		達成率	75.0	0.0

※達成率は％  
※令和5年度(2023年度)は見込

## ■ 見込量算出の考え方と確保の方策

第7期計画中の見込量については、令和5年度(2023年度)までのサービスの利用実績等を勘案して見込みました。

障害のある人が安定した日常生活を送るため、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具が必要な人に提供されるよう、サービスの周知・啓発に努めます。

サービス種別	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	給付件数	給付件数	給付件数
介護・訓練支援用具	3	3	3
自立生活支援用具	8	8	8
在宅療養等支援用具	9	9	9
情報・意思疎通支援用具	10	10	10
排泄管理支援用具	1,606	1,606	1,606
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	1	1	1

## ⑧ 移動支援

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行うものです。

### ■ サービスの取組状況

利用者数、利用時間ともに増加していますが、実績値は計画値を下回っています。

サービス種別		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)		
		利用者数 (人/月)	利用時間 (時間/月)	利用者数 (人/月)	利用時間 (時間/月)	利用者数 (人/月)	利用時間 (時間/月)	
移動支援	身体障害者	計画値	23	2,077	23	2,077	23	2,077
		実績値	17	1,668	18	1,565	20	1,776
		達成率	73.9	80.3	78.3	75.3	87.0	85.5
	知的障害者	計画値	66	6,794	66	6,794	66	6,794
		実績値	55	4,708	56	5,134	54	5,945
		達成率	83.3	69.3	84.8	75.6	81.8	87.5
	精神障害者	計画値	16	1,131	16	1,131	16	1,131
		実績値	18	1,244	22	1,305	23	1,755
		達成率	112.5	110.0	137.5	115.4	143.8	155.2
	障害児	計画値	2	24	2	24	2	24
		実績値	4	273	6	496	5	324
		達成率	200.0	1,137.5	300.0	2,066.7	250.0	1,350.0
計	計画値	107	10,026	107	10,026	107	10,026	
	実績値	94	7,893	102	8,500	102	9,801	
	達成率	87.9	78.7	95.3	84.8	95.3	97.8	

※達成率は%

※令和5年度(2023年度)は見込

### ■ 見込量算出の考え方と確保の方策

第7期計画中の見込量については、令和5年度(2023年度)までのサービスの利用実績等を勘案して見込みました。

ニーズの高まりもあり、提供体制と質の向上の確保に努めます。

サービス種別		令和6年度(2024年度)		令和7年度(2025年度)		令和8年度(2026年度)	
		利用者数 (人/年)	利用時間 (時間/年)	利用者数 (人/年)	利用時間 (時間/年)	利用者数 (人/年)	利用時間 (時間/年)
移動支援	身体障害者	22	1,778	23	1,832	15	1,886
	知的障害者	60	6,500	65	7,119	70	7,737
	精神障害者	23	1,755	23	1,755	23	1,755
	障害児	6	416	7	441	7	467
計		111	10,449	118	11,147	115	11,845

## ⑨ 地域活動支援センター事業

障害のある人に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行うものです。

### ■ サービスの取組状況

本市では、「地域生活支援センターかしわら」が地域活動支援センター事業を実施しています。

サービス種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域活動支援センター	か所数	1	1	1
	利用者数	27	27	27

### ■ 見込量算出の考え方と確保の方策

第7期計画中の利用者数については、令和5年度(2023年度)までのサービスの利用実績等を勘案して見込みました。

他の日中活動系サービスの整備と調和を図りつつ、各事業所と連携し、障害のある人の日常生活や社会参加等の支援充実に努めます。

サービス種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域活動支援センター	か所数	1	1	1
	利用者数	30	30	30

## (2) 任意事業

障害のある人の能力及び適性に応じ、日常生活又は社会生活を営むことができるよう、本市独自で地域生活支援の任意事業として、以下の事業を実施していきます。

### ① 訪問入浴サービス事業

地域における身体障害のある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図る事業です。本市においては、訪問入浴を行う事業所に委託して実施しています。

### ② 日中一時支援事業

障害のある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息がとれる支援をする事業です。

### ③ 点字・声の広報等発行事業

視覚障害のある人にとってわかりやすい点訳、音訳などによって、広報誌など障害のある人が地域生活する上で必要性の高い情報の入手を支援しています。

### ④ 自動車運転免許取得・改造助成事業（社会参加促進事業）

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

## 第5章 障害児福祉サービス等の見込量と確保方策

### 1 障害児福祉サービスの見込量と確保方策

#### (1) 障害児通所支援

障害児通所支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援を指します。

##### ■児童発達支援

身体障害のある児童、知的障害のある児童又は精神障害のある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行うものです。

##### ■医療型児童発達支援

肢体に障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などの児童発達支援に加え、治療を行うものです。

##### ■放課後等デイサービス

学校通学中の障害のある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害のある児童の放課後等の居場所を提供するものです。

##### ■保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障害のある児童、又は今後利用する予定の障害のある児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行うものです。

##### ■居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児などの重度の障害のある児童等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害のある児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施するものです。

## ■ サービスの取組状況

児童発達支援は利用者数、利用日数ともに増減が見られますが、実績値は計画値を大きく上回っています。

放課後等デイサービスは、利用者数、利用日数ともに増加していますが、計画値を下回っています。

サービス種別		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
児童発達支援	計画値	33	239	35	253	37	267
	実績値	36	366	47	410	45	401
	達成率	109.1	153.1	134.3	162.1	121.6	150.2
医療型児童発達支援	計画値	1	8	1	8	1	8
	実績値	2	19	4	41	4	40
	達成率	200.0	237.5	400.0	512.5	400.0	500.0
放課後等 デイサービス	計画値	195	2,163	214	2,374	234	2,596
	実績値	182	1,913	188	2,067	208	2,326
	達成率	93.3	88.4	87.9	87.1	88.9	89.6

※達成率は％  
※令和5年度(2023年度)は見込

保育所等訪問支援については、実績値が計画値を下回っています。

サービス種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
		利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)
保育所等訪問支援	計画値	5	6	7
	実績値	1	2	2
	達成率	20.0	33.3	28.6

※令和5年度(2023年度)は見込

## ■ 見込量算出の考え方と確保の方策

第3期計画中の見込量については、令和5年度(2023年度)までのサービスの利用実績等を勘案して見込みました。

サービス利用の増加に対応するため、サービス提供事業者へ新規参入、事業拡大などを働きかけ、提供体制の確保に努めます。

サービス種別	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
児童発達支援 ※	52	428	57	445	61	463
放課後等デイサービス	213	2,343	218	2,398	213	2,453
保育所等訪問支援	2	3	2	3	2	3
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0

※児童発達支援と医療型児童発達支援は一元化されます。

## (2) 障害児相談支援

障害のある児童について、障害福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成と、サービスの利用状況の評価及び計画の見直し等を行うサービスです。

### ■ サービスの取組状況

障害児相談支援の利用者数は増加していますが、計画値を下回っています。

サービス種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
		利用者数(人/月)	利用者数(人/月)	利用者数(人/月)
障害児相談支援	計画値	64	69	74
	実績値	59	62	67
	達成率	92.2	89.9	90.5

※達成率は％  
※令和5年度(2023年度)は見込

### ■ 見込量算出の考え方と確保の方策

第3期計画中的見込量については、令和5年度(2023年度)までのサービスの利用実績等を勘案して見込みました。

利用者の増加が見込まれることから、サービス事業所の安定した事業運営の継続を図るとともに、相談支援の質の向上に向け、相談員に対する研修への参加等を促進します。

サービス種別	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	利用者数(人/月)	利用者数(人/月)	利用者数(人/月)
障害児相談支援	71	75	79

### (3) 発達障害者等に対する支援

発達障害のある児童の家族への支援として、子どもの特性を理解し、具体的な対応の仕方等について学ぶ、保護者を対象とした支援プログラムや同じ悩みを持つ保護者同士での懇談の場などの取組を実施していきます。

#### ●成果目標の達成に向けた活動指標

指 標	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）	10人	10人	10人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（支援者）	1人	1人	1人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	0人
ピアサポート活動への参加人数	0人	0人	0人



## 第6章 計画の推進に向けて

### 1 計画の推進

#### (1) 制度の周知及び相談支援体制等の充実

利用者の意思に基づいてサービスの選択や利用ができるよう、障害福祉に関わる各種制度やサービスなどについて広報やウェブサイトなどを活用しながら周知し、理解を深めていきます。

また、大阪府や柏原市障害者自立支援協議会との連携を図り、総合的な相談支援体制の充実を図ることで、円滑な事業の実施やサービスの適切な利用を促進します。

#### (2) 総合的なケアマネジメント体制の推進

サービス利用者の選択・自己決定を支援するため、選択の基本となる情報提供や自己決定をサポートする体制整備に努める必要があります。

このため、地域でサービスを必要としている障害のある人に対して、サービス支給決定前にケアマネジメントを実施し、支給決定の参考とすることや障害のある人の意向に基づく地域生活の実現を目指します。必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスを総合的かつ適切な利用の支援等を行うにあたり、障害のある人や家族からの相談に応じて、個々の心身の状況やサービスの利用意向や家族の状況などを踏まえて適切な支給決定ができるよう、ケアマネジメント体制の充実を図っていきます。

#### (3) 障害福祉サービス等の充実

自己決定と自己選択による地域移行等を実現するためには、利用者のニーズを的確に把握に努め、相談支援体制の整備、訪問系サービスや日中活動系サービスの充実、就労支援体制の整備、地域生活を可能とする社会資源及びサービスの充実を図る必要があります。

今後も障害福祉サービス（訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス）及び地域生活支援事業の充実を図り、サービス量の充実と質の向上のどちらも達成できるよう、施設や事業者がサービス提供等に関して様々なネットワークの構築に努め、情報の共有などを行っていきます。

## 2 進行管理と点検・評価

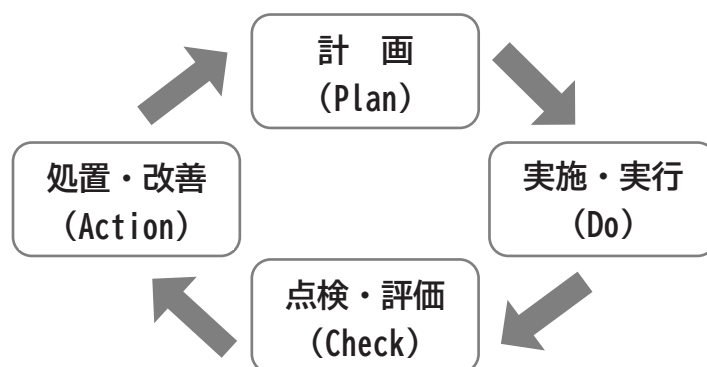
### (1) 国及び大阪府、関係機関等との連携

計画の円滑な推進にあたり、国及び大阪府の動向を踏まえた適切な施策展開を図るとともに、広域的なサービス調整や効果的なサービス基盤の整備、就労支援など、広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるよう、近隣市町村との連携を図ります。

また、保健・医療、福祉、教育、労働など広範な分野にわたる総合的な施策の展開については、庁内関係課及び社会福祉協議会、医療機関等の関係機関、民生・児童委員、ボランティア、障害者団体、サービス提供事業者、企業、各分野の専門家等との連携を密に図り、計画を総合的に推進します。

### (2) 計画の点検・評価体制の構築

市は本計画の着実な実行に努めるため、計画の進行状況の取りまとめを行うとともに、柏原市障害者自立支援協議会等との連携を行い、「計画(Plan)-実施・実行(Do)-点検・評価(Check)-処置・改善(Action)」の「PDCAマネジメントサイクル」に基づき、計画の成果目標や活動指標について年1回の評価・点検と、必要な場合は計画の見直しを行い、情報公開をしていきます。



1 : Plan	計画	・国の基本指針に即して成果目標及び活動指標を設定
2 : Do	実施・実行	・計画の内容を踏まえ、事業を実施
3 : Check	点検・評価	・成果目標及び活動指標などの進捗状況を管理し、社会情勢やニーズなども踏まえながら、計画の中間評価を実施
4 : Action	処置・改善	・中間評価などの結果を踏まえ、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直しなどを実施

# 資料編

## 1 策定体制と経過

### (1) 策定体制

#### ○柏原市障害者計画等策定委員会規則

平成24年12月28日

規則第41号

最近改正 平成29年6月30日規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(平成24年柏原市条例第24号)第3条の規定に基づき、柏原市障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他委員会について必要な事項を定めるものとする。

(策定等を行う計画)

第2条 委員会は、次に掲げる計画の策定及び調査研究を行う。

- (1) 障害者計画
- (2) 障害福祉計画
- (3) 障害児福祉計画

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害福祉施策について識見を有する者
- (2) 障害者及び障害児の保健、医療、福祉若しくは教育若しくは障害者の雇用に関する機関又は団体の代表者
- (3) 障害者及びその関係者
- (4) 障害児の保護者又は関係者
- (5) 公募により選考された市民
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱に係る計画の策定完了の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、障害福祉主管課において処理する。

(その他の事項)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29.6.30規則21)

この規則は、平成29年8月1日から施行する。

## ○柏原市障害者計画等策定委員会運営要綱

### (設置)

第1条 この要綱は、障害者基本法第11条の規定に基づく障害者計画、障害者総合支援法第88条の規定に基づく障害福祉計画及び児童福祉法第21条、第24条並びに第33条の規定に基づく障害児福祉計画を策定するため、柏原市障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)の運営について必要な事項を定める。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、市長の求めに応じ、次に定める事項について審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する調査研究
- (2) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の立案
- (3) 前2号に掲げるもののほか障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関し必要な事項に関すること。

### (部会)

第3条 委員長は、計画素案等を作成するために部会を設ける必要がある時は、委員会に諮って定めるものとする。

2 部会に部会長、副部会長及び部会員を置く。

### (アドバイザー)

第4条 委員長は、柏原市障害者計画等策定委員会規則第8条の規定に基づき、委員会の運営に関し指導または助言を得るため、識見を有する者を、アドバイザーとして置くことについて、委員会に諮って定めるものとする。

2 アドバイザーの任期は計画の策定完了の日までとする。

### (代理人)

第5条 委員が会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

### (会議の公開)

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、委員会が公開しない旨の議決をした場合は、この限りでない。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

#### (要綱施行後の最初の委員会における委員招集及び議長)

2 この要綱施行後、最初に開催される委員会の招集及び委員長が選出されるまでの議長は、福祉こども部長が行う。

○柏原市障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画策定委員会  
名簿

氏名	職名等	備考
今井 慶宗	関西女子短期大学	◎
漆嶋 真一	なにわの里 地域相談・連携室	○
小口 将典	関西福祉科学大学	
小嵩 葉子	医療法人 養心会 国分病院	
菱川 幹人	障害者支援施設 高井田苑	
田中 律子	一般社団法人Green たんぼぼ	
岡山 宏志	柏原市障害者基幹相談支援センター	
戸田 歩香	地域生活支援センターかしわら	
藤江 伸和	地域生活支援センターさんねっと	
酒本 順次	柏原市身体障害者福祉会	
山田 修子	大阪手をつなぐ育成会柏原支部	
堀 智晴	インクルーシブ（共生）教育研究所	
渡邊 豊	柏原市社会福祉協議会	
神崎 トモ子	市民公募	
島野 友子	市民公募	
入谷 妙子	藤井寺保健所	
大井 康史	藤井寺公共職業安定所	
政埜 敏男	柏原市教育委員会教育部指導課	
松本 親知	福祉こども部こども家庭安心課	
森口 秀樹	柏原市福祉こども部	

※◎は委員長、○は副委員長（敬称略）

## (2) 計画策定の経過

年	月日	策定経過
令和5年 (2023年)	6月30日	第1回柏原市障害者計画等策定委員会 ・委員紹介 ・委員長、副委員長選出 ・計画概要・スケジュール ・アンケート及び団体・事業所ヒアリング調査票について
	7～8月	「くらしと福祉に関するアンケート調査」の実施 ・調査対象：18歳以上 1,000件／18歳以下 150件 ・有効回答数：18歳以上 344件／18歳以下 62件 「障害者関係団体に対するアンケート」の実施 ・市内の障害者関係団体4団体 「事業所に対するアンケート」の実施 ・市内の障害福祉サービス事業所15事業所、障害児福祉サービス事業所5事業所、相談支援事業所5事業所
	10月19日	第2回柏原市障害者計画等策定委員会 ・アンケート調査結果報告 ・団体・事業所調査結果報告 ・成果目標・活動指標
令和6年 (2024年)	1月26日	第3回柏原市障害者計画等策定委員会 ・計画素案
	2月9日～ 2月29日	パブリックコメント制度に基づく意見募集
	3月21日	第4回柏原市障害者計画等策定委員会 ・パブリックコメントの結果 ・計画（案）の承認
	3月末	第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画策定

## 2 用語の解説

### 《あ行》

#### ■医療的ケア

医師の指導のもとに、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医療的行為。

#### ■インクルーシブ (inclusive)

日本語では「包含する」「含まれる」「包み込むような」「包摂的な」と訳される形容詞。それぞれの人が持つ潜在的な能力をできる限り発揮できるようにするため、誰も排除することなく、多様性を尊重し、一人ひとりを社会の構成員として取り込む「社会的包摂」(ソーシャルインクルージョン)として使われることが多い。

#### ■インクルージョン (inclusion)

教育や福祉の分野等において、障害があることによる障壁を取り除き、誰もが対等な関係で関わりあい、社会や組織に参加する機会が提供されるという理念。

#### ■屋内信号装置

音が聞こえない人に対して、日常生活の物音を光や振動に変えて知らせる機器。

### 《か行》

#### ■ガイドヘルパー

障害のある人に対し、介護等外出時の付き添いを専門に行うホームヘルパー。重度の視覚障害者や脳性まひ者等全身性障害者、知的障害者、精神障害者において、社会生活上の不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出など、付き添いを必要とする場合に派遣される。

#### ■基幹相談支援センター

障害者総合支援法において位置づけられ、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談業務、専門相談、相談支援事業所等への専門的な指導・助言、日常生活自立支援事業及び成年後見制度の利用支援などの業務を行う。

#### ■協働

相互に特性を認めあい、それぞれの役割と責任を果たしながら、共通する社会的課題の解決や目的の実現に向けて、各種事業の実施やサービスの提供等を行う関係。



## ■強度行動障害

激しい不安や興奮、混乱の中で、多動、自傷、異食などの行動上の問題が強く頻繁にあらわれて、日常生活が著しく困難となり、特別な支援が必要な状態のこと。

## ■ケアマネジメント (care management)

障害のある人のニーズや家族等の状況を踏まえ、様々な社会資源との間に立ち、複数のサービスを適切に結びつけ、調整を図りつつ、包括的かつ継続的にサービス提供を確保する援助方法。

## ■権利擁護

判断能力が不十分であったり、意思表示をすることが困難な障害のある人等に代わって、援助者が代理として様々な権利の保護や獲得を行うこと。

## ■高次脳機能障害

外傷性脳損傷や脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等を指すものとされており、具体的には「会話がうまくかみ合わない」などの症状がある。

## ■合理的配慮

障害のある人が均等な機会を享受できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて、周辺環境の修正・調整を行うこと。障害者差別解消法において、国や自治体に加え、令和6年4月1日からは、民間事業者にも法的義務が規定されている。

## 《さ行》

### ■サービス等利用計画

障害福祉サービス等の申請にあたって、相談支援専門員等が障害児者の心身の状況や環境、サービスの利用に関する意向、その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス等の種類及び内容、その他の事項を記載すること。

### ■児童発達支援センター

障害児を保護者のもとから通わせて、日常生活における基本的動作の指導、自立生活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を行うことを目的とする施設。

## ■社会的障壁

社会における、事物、制度、慣行、観念、その他一切のもので、障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で、活動を制限したり、社会への参加を制約したりすること。

## ■重症心身障害児

児童福祉法上、重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している児童。

## ■集団指導

福祉サービス事業者がサービス事業所において、適切なサービスを提供するために必要な情報（遵守すべき法令の内容、各種サービス提供の取り扱い、報酬請求に関する事項等）を伝達することを目的として講習会等を実施すること。

## ■手話通訳者・手話奉仕員

手話通訳者は、それぞれの都道府県等で認定された手話通訳をする人。主に都道府県等が認定した民間機関（全国手話研修センター）が実施する「手話通訳者全国统一試験」に合格することが条件で、試験に合格した後、都道府県の独自審査に通過することで「都道府県認定の手話通訳者」になることができる。

手話奉仕員は、市町村が実施する手話奉仕員養成講座を修了した人。手話奉仕員養成講座は入門課程と基礎課程に分かれており、基礎課程を修了すると、市町村に手話奉仕員として登録される。

## ■障害支援区分

障害の多様な特性、その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、その度合に応じ、区分1から区分6までの6段階で認定される。障害福祉サービス等を受けるための要件や、支給量、期間を定めるための基準となる。認定にあたっては、全国一律で定められた80項目の認定調査票や医師意見書を踏まえ、市町村審査会の審査を経て認定される。

## ■障害者就業・生活支援センター

障害のある人の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携のもと、その人の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障害のある人の雇用促進及び安定を図ることを目的として、全国に設置される。

## ■自立支援協議会

障害児者、家族又は介護者等が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉関係者が集まり、地域の課題を共有しサービスに関するシステムづくりについての協議をする場。障害者総合支援法では「協議会」として位置づけられる。

## ■自立支援審査支払等システム

障害者自立支援給付における障害福祉サービス等の提供にあたって、事業所が請求した情報に基づき、国保連合会が受付、点検、審査等を経て市町村へ請求し、事業所へ報酬等が支払われる仕組み。

## ■身体障害者手帳

申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。手帳の等級には、障害の程度により1級から6級がある。

## ■生活困窮者

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。生活保護受給に至る前の段階で、課題がより複雑化・深刻化しないように自立の促進に向けた支援を行うことが求められている。

## ■精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある人の社会復帰・自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を持つ人のうち、長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある人を対象として交付される手帳。

## ■成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な人を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

## 《た行》

## ■地域共生社会

制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつつなかり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助けあいながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティや地域をともに創っていく社会のこと。

## ■地域生活支援拠点等

障害の重度化、障害者本人や家族の高齢化等を見据えた、居住支援のための機能（相談、グループホーム等の体験の場、緊急時の受け入れ対応、体験の機会・場、専門的人材の確保、地域の体制づくり）を備えた場所や体制のこと。整備の類型として、多機能拠点整備型、面的整備型、両方を組み合わせた複合型があり、本市では地域において複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」として体制整備を進めている。

## ■地域包括ケアシステム

主に高齢者施策において、可能な限り住み慣れた地域で生活ができるよう、個々の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療サービスをはじめとする様々な支援（住まい・医療・介護・予防・生活支援）を日常生活の場で継続的かつ包括的に提供する仕組み。

誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療・障害福祉・介護・住まい・就労等の社会参加・地域の助けあい・普及啓発が包括的に確保され、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築が目指されている。

## ■特別支援学校

障害のある人等が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けることや、学習上又は生活上の困難を克服し、自立が図られることを目的とした学校。

## 《な行》

### ■難病

発病の原因が明らかでなく、治療方法が確立しておらず、かつ、長期の療養を必要とする希少な疾病。また、難病のうち疾患者数が一定数以下で、客観的な診断基準が確立された国が指定する難病を指定難病という。

### ■ノーマライゼーション (normalization)

デンマークのバンク・ミケルセンが障害のある人の処遇に関して唱え、北欧から世界に広まった障害者福祉の最も重要な理念。障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

## 《は行》

### ■発達障害

主に比較的低年齢において発達の過程で現れ始める行動やコミュニケーション、社会適応の問題を主とする障害のこと。いくつかのタイプに分類されており、自閉症スペクトラム障害(ASD)、注意欠如・多動性障害(ADHD)、学習障害(LD)などが含まれる。

発達障害者支援法においては、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害で、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。」と定義されている。

### ■パブリックコメント (Public Comment)

行政の政策立案過程であらかじめ市民の意見を募る制度(意見公募手続)。行政機関が条例や規則を策定又は変更する場合、ホームページなどで素案を公表し、市民から意見を募る。

### ■バリアフリー (barrier free)

道路や建築物の入り口の段差などの物理的なバリア(障壁)や高齢者、障害者などの社会参加を困難にしている社会的制度化されたバリア(資格・免許取得を制限する欠格事項など)、また、心理的なバリア(偏見など)の除去という意味。広義には、高齢者や障害者だけでなく、すべての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去することを意味する。

### ■ピアサポート (peer support)

同じ症状や悩みをもち、同じような立場にある仲間(英語で「peer」という)が、体験を語りあい、回復をめざす取組。アルコールや薬物中毒の自助グループ、がんなどの患者やその家族、教育現場など、様々な分野に広がっている。

### ■ペアレントトレーニング (Parent Training)

保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障害の特性をふまえたほめ方や叱り方を学ぶことにより、子どもの問題行動を減少させることを目標とする取組。

### ■ペアレントプログラム (Parent Program)

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者等を、地域の支援者(保育士、保健師、福祉事業所の職員等)が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。発達障害やその傾向のある子どもを持つ保護者だけでなく、様々な悩みを持つ多くの保護者に有効とされている。

## ■ペアレントメンター (Parent Mentor)

自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者のこと。

## ■法人後見支援事業

社会福祉法人や社団法人、NPO法人等の法人が成年後見等になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことを法人後見という。

法人後見支援事業は、障害者の権利擁護を図ることを目的に、成年後見制度の業務を適正に行うことができる法人の確保に向けた取組。

## 《や行》

### ■要約筆記

意思疎通手段の一つで、話し手の内容の要点を筆記して聴覚障害者に伝達するもの。

## 《ら行》

### ■ライフステージ (life stage)

乳児期、幼児期、児童期、青年期、成人期、高齢期など、人が生まれてから死に至るまでの様々な人生の段階を表す言葉。

### ■リハビリテーション(rehabilitation)

障害のある人の能力を最大限に発揮して自立を促すための専門的な技術のことをいい、「全人間的復権」をその理念とする。医学的リハビリテーション、教育的リハビリテーション、職業的リハビリテーション、社会的リハビリテーションなどの分野がある。

### ■療育

児童福祉法に規定される概念で、「療」は医療・治療を、「育」は保育あるいは養育を意味している。もともとは、身体に障害のある児童について早期発見と早期治療及び指導・相談を行うことにより、障害を克服し、児童が持つ発達能力を有効に育て、自律生活に向かって育成する意味合いで使われてきた。最近では、この概念が広がり、身体障害だけではなく知的障害をも含めて、児童から成人に至るまでのライフステージにおいて、自己実現をめざす総合的な支援活動としてとらえられており、本人の発達支援と周囲の環境改善の両面にわたり、医療、教育、福祉などの資源を動員し総合的に対応していくことが求められている。

## ■療育手帳

知的障害のある人に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスを受けやすくするために、一定程度以上の知的障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障害者であることの証票として交付されるもの。

## ■レスパイト (respite)

介護を行っている家族等が一時的に介護から解放され、リフレッシュや休息をとること。

# 柏原市第7期障害福祉計画及び 第3期障害児福祉計画

令和6年(2024年)3月

《編集・発行》	柏原市 〒582-8555 大阪府柏原市安堂町1番55号 電話 072-972-1501 (代表)
---------	---





